# BTMU 中国月報

第10号(2006年11月)

#### CONTENTS

#### **■特集**

◆ 企業破産法に関する考察

#### ■新連載

◆ 「香港再考 ~香港拠点の有効活用を考える」 第1回:「香港拠点の商社的取引機能」 ~ 保税委託加工貿易の今後の展望を踏まえて

#### ■経 済

◆ 中国経済の現状 ~ 投資減速後も続く抑制策~

#### ■産業

◆ 中国・香港のインターネット普及動向とインターネットビジネスについて

#### ■上海支店人民元レポート

◆ 10月の人民元為替相場と人民元為替予約取引に関するルールの一部改正

#### ■スペシャリストの目

投資:『非富裕層』向け戦略

◆ 法 律:発票と立証責任

◆ 税務会計:中国の会計・税務

◆ 人 事:成功する人材採用とは?

#### ■BTMU中国ネットワーク

## 

<b>■特集</b>	
	産法に関する考察 またい はんしゅう しゅうしゅう しゅう
	露木法律事務所
■新連載	
	再考 ~ 香港拠点の有効活用を考える」
	回:「香港拠点の商社的取引機能」 R税委託加工貿易の今後の展望を踏まえて
•	三菱東京UFJ銀行 香港支店 ······10
<b>■経</b> 済	
	済の現状 ~投資減速後も続く抑制策~
	三菱東京UFJ銀行 経済調査室14
<b>■</b> 産業	
◆ 中国・	香港のインターネット普及動向とインターネットビジネスについて
	三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 ························19
■上海支店人民	<b>ミ元レポート</b>
♦10 月の	人民元為替相場と人民元為替予約取引に関するルールの一部改正 27
<b>7 2 2 4 1 1 1 1</b>	7.1.08
■スペシャリン	K FWH
<b>♦</b> ···· 投	資:『非富裕層』向け戦略
	三菱日聯諮詢(上海)有限公司 32
<b>◆</b> ·····法	律:発票と立証責任 リチャード法律事務所
	リテヤート法律事務所30
♦ 税務会	計:中国の会計・税務
	プライスウォーターハウスクーパース中国 39
	* ************************************
<b>◆ ·····</b> 人	事:成功する人材採用とは? パソナグループ・パソナ上海
	ハファフルーフ・ハファ 上海43
■ B TMU中国	<b>旬ネットワーク</b>

### エグゼクティブ・サマリー

- 特集「企業破産法に関する考察」は、来年6月1日から施行される「新破産法」についての解説です。中国市場からの撤退、即ち「破産」手続きは、政府の強い干渉や司法の非独立等から最も整備が遅れているとされていました。制約となっていた国有企業の整理の進展を経て、漸く開始されることになった市場的、司法的な新破産法の現状での注目点、外資企業への影響を詳細に述べ、その影響と広がりの大きさから今後も注視していく必要があるとしています。
- 連 載「香港再考~香港拠点の商社取引的機能~」は、先般実施のアンケートでもご要望の多かった「最近注目を集める華南の情報を香港を含む形で」との要望にお応えすべく連載を開始しました。香港ビジネスの中国移管が増える一方、国際都市としての香港を活用する事例も見られます。今回は特に香港拠点の商社的機能について解説するとともに、最近お客様からの照会が急増している「加工貿易禁止目録」指定業種増加に代表される保税委託加工貿易への規制強化の動きについても触れており大変興味深いレポートなっています。
- <u>経</u>済「中国経済の現状~投資減速後も続く抑制策~」は、中国経済の現状と主要なポイントについて的確かつ簡潔に要約したレポートです。引締めで投資は減速したが抑制策継続が見込まれること、反腐敗運動は経済の持続的成長にも不可欠であること、貿易黒字の動向は増値税輸出還付率引下前の駆け込み効果の有無を確認する必要があること、安倍政権への中国の高い評価、中国通米財務長官就任の人民元への影響などがその主要論点となっています。
- <u>産業「中国・香港のインターネット普及動向とインターネットビジネスについて」は、インターネットに関して、まず、中国では普及が若年層に集中していることや固定電話回線整備の遅さなどの環境から、販売・コンテンツ供給に際しては若年層をターゲットとすべきであることを、香港に関しては、インターネットの普及率は高いものの狭い国土と人口密度の高さ、インターネット商取引への警戒感から、商取引・コンテンツサービス利用は多くなく、外資企業参入のメリットは香港域内で購入できない商品の販売など限定された分野に限られるのではないかとしています。</u>
- 上海支店人民元レポート「10月の人民元相場と人民元為替予約取引に関するルールの一部改正」は、10月の人民元相場が総じて落ち着いた動きであったこと、経験豊富なディーラーが少ないことから為替操作ミスで日中大きな相場変動が見られたことを報告。また、現在の人民元市場では経済指標の影響が少ないことが指摘でき、これは発表方法のばらつきも含めた指標への信頼度の低さがあるだろうとしています。また、投機活動を抑えるためなどに発表された人民元先物取引ルールの改正について言及するとともに新ルールの邦訳を添付しています。

#### スペシャリストの目

- 投資「『非富裕層』向け戦略」は、これまで注目を集めなかった内陸部、非都市市民などをターゲットとしたビジネス戦略を、先行するインド・中南米の事例を利用しながら解説しています。マイクロファイナンス(地下金融を代替する小額・小口の融資ビジネス)、ローンによる消費財購入、低コスト教育などの事例をあげ、地場に密着した活動の必要性と、意外に参入ハードルは低いとの見解を示し、日系企業も中国で新市場を創出しマーケットリーダーを目指すべきとしています。
- 法 律「発票と立証責任」は、発票の訴訟における代金支払いの証拠力について、 法律による規定、 取引の性質、商習慣、 書面におる約定の有無、の要素に分けて考察し、ケースバイケースでの判断の必要性と証拠力がないと判断された場合は、銀行の書類などの証拠の確保が必要であるとしています。
- 税務会計「中国の会計・税務」は、日系企業から質問の多い、 会計制度上の外貨換算、 外国投資者による M&A に関する新規定の解説、 中国における内部統制活動の問題点について説明しています。
- 人事「成功する人材採用とは」はこのテーマでの連載3回目で、今回は、中国における面接のポイントについて解説しています。面接全体の流れ、質問内容、質問での留意点、質問の形式、そして面接を合理的に進めるための原則やタブー等について具体的に説明しており、中国での人材採用にもご活用いただける資料となっています。



#### 企業破産法に関する考察

露木法律事務所 弁護士 赤澤義文

#### 一 中華人民共和国企業破産法の公布・施行

#### 1 新破産法の公布・施行

「中華人民共和国企業破産法」(以下「新破産法」という。)が 2006 年 8 月 27 日の第 10 次全国人民代表大会第 23 回会議において採択され、2007 年 6 月 1 日から施行される。「企業破産法」の起草は、1994 年に正式に全国人民代表大会の議事日程に挿入され、その後 2003 年に全国人民代表大会財経委員会において破産法草案起草チームが編成された。人民代表大会常務委員会の合計 3 度の審議を行い、起草開始から 12 年を経てこの度の公布の運びとなった。

外国投資家の視点から、国外の市場の成熟性は、 市場参入、 市場経営及び 市場撤退のそれぞれの段階での容易さ、又は規範化の程度により測られる。中国についてみるに、 については、近時、淘汰産業の外資導入規制の動きはあるものの、「外商投資産業指導目録」の改定、WTO 加盟約束に基づく商業分野を含む各種産業分野の外資開放等、一定の程度で参入障害は除去されており、 についても外商投資企業に対する優遇政策の実施、内資会社との適用規範の統一化及び適用規範の整備等で一定程度の成熟度に達していると思われる。しかし、 の点は、従前から外国企業はもとより、国内の各種の機関・組織からもその整備の遅れが指摘されていた。新破産法は、外国投資家にとっても、会社の倒産にかかわる基本的法律となる重要な法規であるといえる。

#### 2 破産法の現行法制の状況

新破産法が施行される前の企業破産に関する法規は、「中華人民共和国民事訴訟法(以下「民訴法」という。)第19章及び「中華人民共和国企業破産法(試行)」(以下「旧破産法」という。)並びに「最高人民法院の『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に係る若干の問題の解釈に関する意見」(以下「民訴法解釈意見」という。)、「最高人民法院の『中華人民共和国企業破産法(試行)』の貫徹執行に係る若干の問題に関する意見」(以下「破産法貫徹意見」という。)及び「最高人民法院の『企業破産事件の審理に係る若干の問題に関する規定』」(以下「破産事件規定」という。)等の多くの司法解釈により司法実務が形成されてきた。

旧破産法を中心とする破産法制は、従前から、次に掲げるような問題点が指摘されていた。

(1) 計画経済の色彩が強く、政府の干渉度合いが高いこと(破産手続における司法権の非独立)。

破産清算を実施する清算チームが債務者の上級主管部門及び政府財政部門等の関係部門及び専門家から指定されることとされている(旧破産法第24条第2項)ほか、自己破産申立てについては政府主管部門の同意を要し(旧破産法第8条)、債権者による破産の申立てについても債務者の上級主管部門に整頓の申立てが認められ、これを当該主管部門が主管する(旧破産法第17条及び第20条)等、政府の干渉度合いが高く、司法を中心とする公正な分配の実施が阻害されている。また、

国有企業の政策的倒産等、政府主導で中国の関係規範に従わない政府主導の倒産処理がなされ、政府の財政資金の拠出その他、不適切な処理がなされるケースも多々あった。

(2) 破産企業の経営者等の責任が明確でないこと。

破産原因中には、「経営管理の不善により重大な欠損が生じた」こと等、不要な 規範的要件が含まれ、この要件を悪解釈し、経営管理の不善に対する経営者等の責 任が不明確となり、かつ、政策的倒産処理等、規範的でない実務処理が往々にして 行われている。

(3) 旧破産法の適用範囲の限定

旧破産法の適用範囲(破産能力)が全民所有制企業に限定されており、他の企業 法人に対して適用される破産規範が不十分である。

(4) 再生型倒産規範等が不明確であること。

上記の整頓等の再生型倒産処理方法に関する規範が不明確で、再建型倒産処理において、債権者の利益が損なわれる。

#### 3 新破産法立法の背景

前記のような旧破産法の問題点が当初から指摘されていたにもかかわらず、新破産法を公布するまで 12 年余もの期間を要したことには、全民所有制企業の適切な整理という背景事情があるように思われる。国有資産管理監督委員会の統計公表によると、2005年末までに政策的倒産を実施したプロジェクトは 3658 プロジェクト、そのうちの 3 分の 2 は破産処理であり、これにより 719 万人の安定配置対象従業員が生じ、また、2008年末までに予定される政策的倒産プロジェクトは既に 2000 プロジェクトに達しているとのことである。

国有企業の倒産は、地域経済及び住民の生活に与える影響が大きい。また、地方により国有企業への地域経済・生活の依存度等も異なる。北京市、上海市、江蘇省、浙江省、福建省等は、政策的倒産処理を事実上廃止し、司法的処理方式に移管しているものの、統一的な規範により全国に司法的処理を中心とする破産規範を実施することが困難であったという背景事情を窺うことができる。

上記のような国有企業の倒産処理という特別な色彩を排除し、市場経済体制に適した司法を中心とする倒産法制の構築が、新破産法の公布・施行によりようやく開始されることになる。

#### 二 新破産法の注目点

新破産法は、前述のような立法状況及び立法背景の下、これまでの倒産処理実務を前提として制定されている。以下においては、新破産法の主要な注目点を紹介する。ただし、新破産法は、未だ施行されておらず、今後の実務の蓄積をもって論ずべき多くの法的問題点がある。以下においては、条項の内容及び立法背景を中心に検討する。

#### 1 新破産法の適用対象(破産能力)

新破産法は、広く企業法人に適用される。企業法人とは、設立根拠法のいかんにかかわらず、広く法人格を有する企業を含むことから、外商投資企業等の会社はもちろんのこと、全民所有制企業にも適用される。なお、新破産法は、旧破産法と同様に、いわゆる商人主義を採用していないので、非法人企業(個人独資企業及び組合企業)個人商(中国語原文:固体商戸)及び農村請負経営戸等並びに個人は、破産能力がなく新破産法に従い破産することができない。

旧破産法は、全民所有制企業に適用を予定する法規であり、その他の企業法人等につ

いては、民訴法第 19 章が適用されるほか、民訴法解釈意見第 253 条により旧破産法の関係規定を参照することができることとされていた。実務的には、全民所有制企業以外の企業法人に対しても、旧破産法を中心として破産法貫徹意見及び破産事件規定等の司法解釈が適用されていたものの、破産に対する適用規範が不安定であったことは否めない。外商投資企業の破産宣告の申立てについても、各地の人民法院は、旧破産法第 8 条を引用して、自己破産申立てに際して、当該外商投資企業の審査認可機関の認可文書の提出を要求したり、債務者の承認を得た清算案の提出を要求される等、いずれの法規規範にも規定されない事実上の要求がなされ、自己破産の申立ての阻害要因となっていた。

新破産法は、破産手続を規範化するとともに、当該規範を広く企業法人に統一的に適用することを規定し、破産規範の適用関係、即ち、債務者が破産者たりうる資格(破産能力)を明確化している。

#### 2 破産原因の整理

破産原因とは、債務者が債務弁済能力を喪失して、人民法院が破産手続きを開始し、 債務者に破産を宣告する基準となる原因である。新破産法は、旧破産法と同様に、概括 主義(債務者の資力不足を一般的に規定する方式)を採用している。関連法規の破産原 因の規定をみると、次に掲げるとおりである。

新破産法第2条第1項:期限の到来した債務を弁済することができず、かつ、資産が全ての債務を弁済するに不足し、又は明らかに弁済能力を欠く場合

旧破産法第3条:経営管理が不善であることにより重大な欠損が生じ、期限の到来 した債務を弁済することができない場合1

民訴法第 199 条: 重大な欠損により期限の到来した債務を弁済するすべがない場合会社法第 188 条: 清算チームが会社財産を整理し、貸借対照表及び財産リストを作成した後に、会社の財産が債務の弁済に不足することを発見した場合<sup>2</sup>

新破産法が定める破産原因においては、旧破産法が定めた「経営の不善」及び「重大な欠損の発生」の要件が見られない。これは、旧破産法が計画経済体制を基本とする全民所有制企業の破産原因として、「経営の不善」及び「重大な欠損の発生」といった支払不能に至った経緯に関する要件を規定していたのに対し、新破産法は、市場経済体制の下、その時の支払不能状態をできる限り客観的に規定するものと思われる。

#### 3 破産管財人制度の導入

人民法院が破産申立ての受理を裁決した場合には、同時に人民法院が管財人を指定する<sup>3</sup>。旧破産法においては、破産宣告後に人民法院が債務者の上級主管部門及び政府財政部門等の関係部門及び専門家から指定されることとされている清算チームを成立させ、これに破産企業を引き継がせて破産清算を実施することとされていた。上記のような破産チームの構成では、行政主導の破産清算処理のおそれが残り、司法主導の公正・公平な処理が望めないし、また、破産清算処理の市場経済適合化及び専門化も望めない。新破産法においては、清算チームのほか、適切な仲介機構が管財人として破産申立受理と同時に指定され、これが事後の手続を処理することとした。

管財人の指定範囲は、関係部門・機構の人員により組成される清算チーム又は弁護士 事務所、会計士事務所若しくは破産清算事務所等の社会仲介機構とされ、一定の限定が 設けられている。ただし、自然人が管財人となることも予定し、債務者の実際の状況に

<sup>1</sup> 破産法貫徹意見第8条は、「期限の到来した債務を弁済することができない」とは、 債務の弁済期限が既に到来していること、 債権者が既に弁済を要求したこと、及び 債務者が弁済能力を明らかに欠くことをいうと規定している。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> なお、新破産法第7条第3項は、「企業法人が既に解散したが清算していない、又は清算が完了していない場合において、資産が債務の弁済に不足する場合」を破産原因として規定し、解散後の破産の申立て時期を特に限定していない。

<sup>3</sup> 新破産法第 13 条

基づき、関係する社会仲介機構の意見を聴取した後に当該機構の関連専門職業知識を有し、かつ、業務執行資格を有する自然人に管財人を担当させることもできるとされている4。

#### 4 破産再生制度の導入

新破産法は、いわゆる狭義の破産・清算とともに、再建型倒産処理制度として、再生 (原文:重整)制度を導入している。

旧破産法は、再建型倒産処理制度として「整頓」制度を設けていた。即ち、人民法院が債権者申立てによる破産申立てを受理した後3か月内に、債務者の上級主管部門が「整頓」を申立てた場合には、債務者が債権者会議に和解合意草案を提出し、その締結を経て、人民法院がこれを承認して破産手続の中止を公告する制度としていた5。前記のように、整頓手続は、基本的に主管部門主導で申し立てられ、これがその実施についても主導する6。主管部門という行政機関が再建型倒産処理について主導権を有する制度であり、債権者からすると破産宣告か整頓(和解合意の応諾)かを行政機関に問われる状況となり、事実上の意見提出の抑止も働く可能性があるし、その後の和解合意及び企業整頓案の履行状況等についても、定期的に債権者会議に報告されることが予定されるだけで、これが適正に履行されない場合の債権者の権利行使等に関する定めがなく、その手続の規範化が不十分であった。

新破産法第 70 条は、上記の整頓制度に変えて再生制度を導入し、再生の申立権者を 債権者又は債務者として行政関与を排除した。再生は、破産原因があることを前提とし て、当初から債権者又は債務者が申し立てることもでき、また、債権者申立てに係る破 産申立ての場合には破産申立受理後破産宣告前に債務者だけでなく債務者の 10%以上 の出資者も再生の申立てをすることができる。

再生計画草案は、債務者又は管財人がこれを作成して人民法院及び債権者会議に提出される。債権者は、債権の種類に応じて区分された債権者会議グループにおいて当該草案を検討し、その表決については、各グループ会議に参加した債権者の過半数で、かつ、各グループの総債権額の3分の2以上で当該草案を採択することができるとし、厳格な採択条件を設けている。

更に、再生計画は債務者がその実行に責任を負うこととして行政機関の関与を排除し、その実行状況及び財務状況を管財人に報告することとした7。債務者が再生計画を実行することができず、又はこれをしないときは、管財人のほか、利害関係者として債権者も人民法院に対して再生計画の実行の停止及び破産宣告を請求することができる8・9。

#### 5 国際破産

企業の活動が各国の領域を超えて行われている現状を踏まえ、新破産法第5条は、いわゆる国際破産に関して、外国破産の中国国内財産に対する対内的効力及び国内破産の外国財産に対する対外的効力の原則について規定している。

同条第1項は、「この法により破産手続が開始された場合には、債務者の中華人民共和

<sup>4</sup> 新破産法第24条。なお、同条は、利害関係人、刑事処罰を受けたことがある等、一定の管財人の不適格事由を規定し、また、自然人個人が管財人となる場合には、業務執行責任保険を付保することを義務付けている。

<sup>5</sup> 旧破産法第17条及び第19条

<sup>6</sup> 旧破産法第20条第1項

<sup>7</sup> 新破産法第89条及び第90条

<sup>8</sup> 新破産法第 93 条第 1 項

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> なお、再生法制の整備及び実務的運用の安定化は、単に企業に自力更生の道を開くだけでなく、後述するように、企業再編、内外を問わず投資ファンド資金の投入、資産負債の投資的取引等、投資に関する各分野に影響を及ぼすものと思われる。

国の領域外の財産10に対して効力を生ずる。」と規定し、普及主義(破産宣告等の効力が国内財産に限定されるとする属地主義に対する概念)を宣言している。普及主義の宣言は、立法論としての是非はともかく、その実現は、外国の承認によるところとなるので、当該宣言のみでは法的な意義は小さいと思われる。ただし、普及主義を宣言している以上、中国国内で破産が宣告された場合には、外国財産についても管財人への管理処分権の移転の効力が生じ、債権者による債務者財産に対する個別執行の制限等の効果は、理論上、国内財産と同様に生ずることになる。従って、仮に債権者が外国財産に対して執行をした場合には、管財人は当該外国の手続により執行の停止を求めることになろうし(上記のように、これが認められるかどうかは、当該外国の国内法によるところとなる。)、仮に債権者が外国財産から債務の弁済を受けた場合には、当該債権者に対する配当額から弁済を受けた部分が控除されるにとどまらず、中国国内において、不当利得として債務者への返還が請求がなされ、更には、不法行為等として賠償の請求がなされる等の可能性も否定することができないと思われる。

反対に、同条第2項は、外国の裁判所における破産判決等の中国国内の承認・執行について規定している。その内容は、「中華人民共和国が締結し、若しくは参加する国際条約又は相互(主義)の原則に従い審査を行い」とし、普及主義の原則を基本的に条約により解決することとし、更に「国家主権、安全及び社会公共の利益並びに中華人民共和国領域内の債権者の適法な権益を損なわない」ことを考慮するとし、外国破産に対する対内的効力については、国内債権者の利益を考慮したうえ、承認・執行をするとして保守的な制度としている。仮に日本において破産宣告がなされたとしても、現在、破産判決の承認・執行に関する国際条約がなく、かつ、日本において無条件に外国破産の承認・執行が認められているわけではないことから、中国の人民法院において、当該日本の破産宣告に基づき、承認・執行を実行するとは思われない。

#### 6 破産に関する経営者等の責任の明確化

「会社法」第 147 条は、董事、監事及び高級管理者の欠格要件として、「破産清算した会社及び企業の董事、工場長又は(総)経理を担当し、当該会社又は企業の破産に個人責任を負い、当該会社又は企業の破産清算が完了した日から3年を経過していないこと。」を規定している。新破産法第 125 条は、董事等に忠実義務又は勤勉義務に違反する行為があり、その所在企業を破産させたときには、法により民事責任を負う旨を明記し、また、こうした責任を負う董事等が上記「会社法」が定める期間において、いかなる企業の董事、監事及び高級管理者も担当することができないとして、その責任を明確化している。要は、破産等において、その経営者等の責任が他の法規と異なる条件又は配慮等により判断されるのではなく、あくまで、「会社法」その他の民事・経済法規の規範と軌を一にして処理される旨を宣言し、経営者等の各種の責任回避を封じている。

#### 7 労働債権の優先性の調整

旧破産法は、従業員の未払賃金、未納付社会保険料その他の労働債権と担保権を法により設定した債権との優先関係を明確に規定していないものの、実際には、政策的倒産手続において、労働債権中、弁済されない部分については、労働者保護の観点から担保権が設定された債権に優先して弁済されてきた。

新破産法においては、市場経済を支える取引及び担保制度の保護の観点から、また、他方で労働者の失業等に関する社会保障制度の確立程度等に鑑み、上記の取扱いを取りやめ、諸外国と同様に、担保権が設定された債権について、担保の範囲内で労働債権に優先する旨を規定した。ただし、過去の制度の下、保護された労働者の権益を維持するため、新破産法第132条は、その公布日(2006年8月27日)を基準として、当該日以

10 財産の所在については、一般的には、不動産及び動産はその所在により判断され、債権等については、 当該国においてその履行又は執行について司法上の請求をなしうるかにより判断される。 前に生じた労働債権については、その未弁済部分について、担保権が設定された債権に 優先する旨を規定している。

ただし、上記の担保権が設定された債権の優先性を規定すると同時に、新破産法第6条は、従業員の適法な権益の保障を宣言し、更に第8条第2項は、自己破産申立てに際して債務者が従業員安定配置計画案並びに従業員への賃金の支払及び社会保険費用の納付状況を提出する旨を、また、第11条第2項は、債権者による破産の申立ての場合も、これを人民法院が受理した後に債務者が従業員安定配置計画案並びに従業員への賃金の支払及び社会保険費用の納付状況を提出する旨を規定している。実務的に従業員の処遇の面からどのような保護措置が講じられることになるのか分からないが、実際の破産手続処理に際しては、従業員に対する適正処遇が債務者、管財人及び債権者に要請される可能性を否定することができない。

#### 三 外商投資企業に与える影響

新破産法が施行された後に、外商投資企業には、どのような影響が予想されるであろうか。外商投資企業が 債務者である場合、 債権者である場合、 破産者の債務者である場合及び 合弁会社の中国側当事者が破産した場合等、各立場によりポイントが異なるが、以下、上記 、 及び について、若干考察してみたい。

#### 1 外商投資企業が債務者である場合

(1) 適用法規が他の企業法人と同様となる。

前記のように新破産法は、広く企業法人に適用され、外商投資企業が破産する場合にも適用される。新破産法は、自己破産であれ、債権者による破産申立てであれ、行政機関の認可取得等の関与を規定していない。従前の実務においては、外商投資企業が自己破産の申立てを行うに際して審査認可機関の認可(又は承認)を取得するよう人民法院に要求されるといったケースもあり、また、外商投資企業の破産申立ての受理については、高級人民法院の同意が必要となる等の説明がなされることがあり、実務的には、破産手続により会社を清算することが困難であった。新破産法の施行により、破産原因の判定、破産事件管轄、破産申立ての受理条件等が規範化され、事後、外商投資企業も破産により清算されるケース(破産により外国投資家が中国投資から撤退するケース)が増加するものと思われる。

(2) 外商投資企業にも再生の申立てが認められる。

破産原因がある場合には、債務者である外商投資企業も再生の申立てが認められる。また、債権者により再生の申立てがなされることも起こりうる。更に、債権者による破産の申立てに対し、外商投資企業が自ら、又はその出資者である外国企業が人民法院に再生の申立てをするケースも現れるものと思われる。いずれにしても再生の申立てが人民法院により受理されることにより、管財人が指定され、財産の引継ぎがなされ、保全措置が解除され、執行手続が中止され、債権の届出により債権者の範囲が確定され、更には特定財産上の担保権の行使も暫定的に停止されるという、いわば会社の資産・負債及び経営活動が原則として暫定的に凍結された状況において、再生計画草案を作成することになる。外商投資企業の出資者は、出資持分の変動を行わないで再生計画草案を作成することもできるが、新たな投資者による出資、出資持分の譲渡等により、出資者構成を変更する等、資本再編を含む再生計画草案の作成もでき、上記の凍結状態の6か月という期間においてより適切な企業再編の実施が促進されるものと思われる11。

<sup>1</sup> 

<sup>11</sup> 外国投資家の視点で見ると、再生法制が整備されることにより、再生計画草案の作成段階で新たな投資者となる等、中国企業の買収の方式に新たな方式が加わることになる。再生実務の浸透につれ、資産

(3) 外商投資企業の董事、総経理、監事等に責任が課されるおそれがある。

2006年1月1日から改正「会社法」が施行された後に、外商投資企業の組織機構(機関)についても、原則として、「会社法」の規定に従うよう実務が変更されつつある。合弁会社及び合作会社については、単純な資本的多数決により最高意思決定機関を運営することが適当でない(及び現行法制において、「会社法」の董事会と合弁会社等の董事会との機関の性質・機能が根本的に異なる。)との判断から董事会はそのまま最高権力機関とされているが、合弁会社等にも、監事会(又は監事)の設置が義務付けられる。また、独資会社においては、董事会は、出資者会又は(単独出資の場合には)出資者の委任を受けて構成される会社機関としての性質を有することになるので、これを構成する董事は、合弁会社等の董事会の董事とは法的性質を異にし、「会社法」が予定する董事と同様の法的地位を有することになる。外商投資企業の董事(独資会社)、総経理、監事等の高級管理者は、仮にこれが外国人であったとしても、「会社法」及び新破産法等の規定が適用され、外商投資企業が破産した場合には、事後の職務就任制限が適用されるし、また、法により民事責任を負うことになる。

(4) 破産、再生等の申立ての内部意思決定

外商投資企業が破産又は再生を申し立てる場合にいずれの機関でどのような意思 決定をすべきかを規定する法規の規定は見当たらない。破産等の申立てが会社の行為 として行われる以上、会社を法的に代表する者(通常の場合は董事長)がこれを行う 必要があるのは当然であるが、例えば、董事長が董事会の決議等を経ることなく破産 等の申立てをする等、どのように処理するのか現状においてはその取扱いが不明であ る。こうした弊害を防止するため、合弁契約、定款等により当該申立てに関する会社 内手続を明確に定めておくことが望ましい。

#### 2 外商投資企業が債権者である場合

(1) 取引先の信用管理がより重要性を増す。

破産法制が規範化され、これが市場化されるに伴い、破産法制を利用した清算又は 再生が増加することが予想される。破産する企業のみでなく、その関連企業又は破産 企業を主要な取引先とする企業にも影響が及ぶことにもなる。日系の外商投資企業に おいては、日本で蓄積された信用管理手法を中国でも適正に取り入れ、日々の取引の 与信管理を適切に行っていく必要がある。

#### (2) 債権の届出

中国では、破産手続は、破産宣告によってではなく、破産の申立ての受理により始まる。当該受理により、弁済の禁止、未履行契約の解除権の発生、財産保全措置の解除・執行手続の中止、訴訟の暫定的停止、利息計算の停止等、法定される効果が生ずることを避けることはできない。債権者は、債務者の破産申立てが受理された場合には、適正にその債権を管財人に届け出ることから自己の債権の管理が開始する(届出期間は、最短 30 日、最長3か月)。この届出を行わないと、事後補充して債権の届出を行う前になされた分配部分について自己の権利を行使することができず、また、債権者会議の構成員として債権者会議において表決権を行使することができなくなる。外国債権者についても、特別な規制又は保護が適用されるものではないので、その権利保護の要請は上記と同様である。

権取引所等を中心とする企業再編仲介業の活動が活発になり、単に資本的な取引のみではなく、再生企業の資産取引等も活発となると思われる。しかし、外国投資家による投資規制は、商務部門が主管であり、その投資については、商務部門による認可制が実施されている。人民法院を中心とする再生手続とこうした外国投資家投資規制とをどのように整合させるのか、現行の法規を見る限りでは、明確といえない。破産法制の規範化は、外国投資家投資法制との関係でも大きな影響を及ぼす可能性があるといえる。

#### (3) 破産前弁済

債務者の信用状態の悪化を知り、破産の申立て前に債権を早期に回収し、又は担保 を設定する場合には、管財人が行使する破産申立ての受理前になされた債務者の行為 又は第三者の行為の効力を覆滅させる形成権、いわゆる否認権(中国語では取消権) との関係に留意を要する。新破産法第31条は、否認権行使の対象となる行為として、 破産申立受理の1年前までになされた、 財産の無償譲渡、 明らかに不合理な価格 をもって行った取引、 財産担保がない債務に対して行った財産担保提供、 到来していない債務に対する事前弁済及び 債権の放棄を明記している。上記の事由 中には、詐害行為(債務者の責任財産を絶対的に減少する行為)及び偏頗行為(債権 者平等に反する行為)の両者が含まれるが、債権者との関係では、上記の の事前弁 済に注意を要する。債務者の信用状態が悪化した場合に債権者が早期に弁済を求め約 定した債権を実現したとしても、破産申立ての受理によりこの弁済が否認されるおそ れがある。例えば、債権者が1か月後の弁済期限に先立ち弁済を要求し、債務者がこ れに任意に応じて弁済した後、半年を経て債務者の自己破産の申立てが受理された場 合、上記の弁済行為が否認の対象となり受領した代金の債務者に対する返還義務(現 状回復義務)が生ずるおそれがある。一般に、否認権行使の要件として、有害性(破 産債権者にとっての有害性 〉、不当性及び破産者行為等が要求される。事前弁済は、 基本的には偏頗行為として債務者の信用状態悪化という危機期間の平等分配を要求 するものであり、詐害性を根本的な要件としない。例えば上記のような、事前弁済の 例により、どのような具体的基準をもって否認権の行使の可否を取り決めるのか、中 国の過去の裁判例を見てもその規範は明確とは言いがたい。今後の司法解釈の施行又 は実務の蓄積を注視していく必要がある12。

#### 3 合弁会社の中国側当事者が破産した場合

合弁会社の中国側当事者が破産した場合には、中国側当事者が合弁会社に対して有する持分は破産財産を構成することになる。当該持分の譲渡その他の処分は、非日常的な支払等に該当しないことから破産財産の換価・処分案として、債権者会議での採択を経て、その譲渡その他の処理が管財人によりなされるのが原則となる。

「外商投資企業の投資者の持分の変更に係る若干の規定」第2条は、外商投資企業の 持分の変動原因として「企業投資者が破産し、その相続人、債権者又はその他の受益者 が方により当該投資者の持分を取得したとき。」と規定している。また、同規則第14条 第2項は、破産等により上記の持分変動により企業投資者に変更が生じた場合において、 他の投資者が経営の継続に同意しない場合には、原企業の契約及び定款の終了を審査認 可機関に申請することができる(認可を受けて合弁会社を解散・清算する)旨を規定す る。破産は、中国側当事者のみでなく、外国側当事者においても起こりうる事態である から、法は、司法を中心として遂行される破産手続により生じうる合弁会社の持分の変 動について、閉鎖的会社の出資者保護のため付与された、「中外合資経営法」第4条第3 項及び「中外合資経営法実施条例」第 20 条で規定される他の合弁当事者の同意権及び 優先的購買権との調整を実体法レベルで調整している。即ち、破産手続において、当該 持分が換価・処分される場合には、他の合弁当事者は、( 当該破産手続を遂行する国家・ 地域の法がこれを認めない限り)当該換価・処分について、同意権及び優先的購入権を 行使することができず、上記契約及び定款の終了の認可申請権を行使する権利を有する にとどまる。新破産法その他の法規も、中国で閉鎖的会社が破産した場合における他の 出資者の同意権及び優先的購買権の行使等について規定していない。実務的には、他の

<sup>12</sup> 否認権との関係では、信用状態が悪化した者から各種財を購入する場合にも留意を要する。例えば、 債務者から破産申立受理 1 年前までに土地使用権及び地上建物を安価で購入した場合には、当該土地使 用権及び建物の譲渡契約が否認の対象となりえる。その後、当該建物等に更に投資しているような場合 には、否認権の行使により各種の損害が生ずる可能性もある。

出資者に当該持分の合理的価格による購買を促し、他の出資者がこれを承諾した場合には、当該持分の換価・処理案として債権者会議の採択を経て持分譲渡を実施している。 しかし、他の出資者がこれを承諾せず、又は他の者がより優良な条件で当該持分の購買 を希望する場合には、上記と同様に、第三者による購買を換価・処分案として債権者会 議の採択を経てこれを実行している。

新破産法の施行により、債務者が有する持分の処分方法が、上記のような実務的な処理から大きく変更されることはないと思われるが、外国側当事者としては、 債務者の財産管理権が管財人に引き継がれることにより、中国側当事者の意思決定に根本的な変動を生じ、 中国側当事者が任命派遣する董事も債務者との労働契約(又は委任契約)が解除され、合弁会社の董事としての地位を法的に、又は事実上喪失するといった事態が生ずることもあり、合弁会社の董事会による意思決定がなしえないという支障が生じうるし、また、中国側当事者に対する利益配当等も管財人の指示に従い適正に行う必要がある等、その経営に多大な影響が生ずることになる。外国当事者としては、破産手続の進捗を注視し、管財人と密に連絡を取りつつ、早期に合弁会社の再編を実施していくことが望まれる。

#### 三 おわりに

倒産法制は、いずれの国家においても、さまざまな法分野又は政策と関連し、当該国家の法制度の成熟性を図るメルクマールとなる法制である。更には、各種の国際取引が頻繁に行われる現代にあっては、司法に関する条約、相互主義、他国の法制との関連性も有する。

新破産法は、中国の企業法人の今後の倒産法制の根本法となる法規であり、その影響は、決して小さいものではない。新破産法は、破産手続に関する基本事項を定めるもので、その条項のみにより全ての破産処理手続が明らかにされるものではない。事後、倒産実務の蓄積に合わせて、破産事件処理に関する立法及び司法解釈が公布・施行されるものと思われるし、また、その影響は、司法制度のみにとどまらない。即ち、新破産法の施行状況により、社会保障制度の変更、零細・中小企業の倒産保障制度の構築、各種の倒産隔離制度の構築、資産又は資産権(持分、株式等)取引の流動化・規範化、外国投資家を含む機関投資家の投資規制の緩和・制度の規範化、企業再編制度の新たな構築又は多様化・規範化、外国為替管支払・受領の更なる規範化等、その影響の及ぶ範囲は極めて広い。

入手することができた、新破産法の立法資料及び立法過程での討論状況を見る限り、 新破産法の立法過程で、広く他の法分野への影響、その整合性、新たな変更等を具体的 に、かつ、事細かに論ずるものは見られなかったが、新破産法の施行によりさまざまな 分野で法改正、実務上の取扱いの変更・規範化がなされることは必須であると思われ、 新破産法の施行状況と合わせて、こうした点にも今後注視していく必要があるものと思 われる。

以上



「香港再考 ~ 香港拠点の有効活用を考える」 第1回:「香港拠点の商社的取引機能」 ~ 保税委託加工貿易の今後の展望を踏まえて

> 三菱東京 UFJ銀行 香港支店 業務開発室 支店長代理 江上 昌宏

本連載では、「香港再考」と題して、"香港が有する国際都市の機能"を活用した"日系企業の香港拠点による新たなビジネススキーム"を考えていきたいと思います。香港の"辺縁化 (marginalized)"といった議論もありますが、改めて香港活用のメリットを考えて頂く機会となれば幸甚です。第1回は総論編として、日系企業の香港拠点が有する"商社的取引機能"を整理します。

#### 1. 香港拠点でのビジネス見直しの動き

最近、日系企業の皆様から香港拠点のビジネスの見直しや新たな活用方法についてご相談を受けることが多くなりました。日系企業の香港現法は、80年代から保税委託加工貿易形態によるビジネスをはじめ、長年にわたり中国ビジネスのハンドリング拠点さらには統括拠点の役割も担ってきていました。しかし、ここ数年、中国での外資系企業 100%出資(独資)による商業企業設立解禁に代表される大きな規制緩和の流れを受けて、従来香港拠点で行ってきたビジネスが中国拠点に一部移管されるケースが出てきており、このことが背景にあるものと思われます。また、香港企業の場合、2004年12月までは、CEPA(中国・香港間の経済・貿易緊密化協定)を利用すれば、「外商投資商業領域管理弁法」に基づき独資商業企業の設立が前倒しで認められるというメリットもありましたが、足許ではその効果も薄れてきています。さらに、香港では、2003年後半以降の景気回復とその後の堅調な経済情勢の下で、従来からビジネスのネックとされてきた高いオフィス賃料が足許でさらに高騰していることなど、域内の事情もあって香港拠点のビジネスの見直しに拍車が掛かってきている面もあると考えられます。

こうしたなか、日系企業の香港拠点では、"香港が有する国際都市の機能"を見直すことで、新たなビジネススキームを構築し、香港を有効に活用されているケースも見受けられます。そこで今回の連載では、日系企業の"香港拠点の活用スキーム"を採り上げていきたいと思います。第1回では、多くの日系企業の香港拠点が拡大してきたビジネスを"商社的取引機能"という切り口で振り返ることにより、第2回以降の香港拠点の取引機能強化に向けたより具体的なご説明の前段としたいと思います。

#### 2. 香港拠点の"商社的取引機能"を振り返る

香港という国際都市の特徴は、中国を後背地とする「国際金融・物流センター」に集約されます。香港には、日系企業の多くが海外での製造・販売拠点強化による事業拡大を検討する際に、大きなポイントのひとつになる「潜在的な消費市場の成長性」「低廉な人件費」といったメリットが存在するわけではありません。多くの香港現法は、香港が有する国際金融・物流インフラの優位性を活用し、中国ビジネスを中心に据えた"商社的取引機能"を持つ拠点としてビジネスを拡大してきたと言えると思います。商社の基本的な取引機能は、大きく「(1)金融機能」「(2)物流・在庫機能」「(3)情報機能」「(4)付加的機能」の4つに分けられますが(図表)いずれも香港の特長を活かすことができます。以下では、香港拠点が従来行ってきたビジネスについて改めて取引機能別の香港のメリットを整理しておきたいと思います。

図表:商社の主な取引機能の概要

	商社の取引機能	機能の内容	具体的な機能の事例
(1)	金融機能	【与信機能】	仕入先に代わって販売先の信用を補完する機能(含む貿易金融)
	並 開送 位成 門毛	【ファイナンス機能】	仕入先の売掛債権等を早期に資金化または資金調達を代替する機能
(3)	<b>杨汝.</b> 左唐继纶	【集荷·配送機能】	仕入先からの製品等の迅速な集荷・配送をアレンジする機能
(2)	(2)  物流・在庫機能 	【在庫機能】	JIT (Just in Time)対応のために一定量の商品をストックする機能
(3)	情報機能	【販売仲介機能】	仕入先や販売先のマッチング・斡旋機能
(3)	1月 羊以 仍或 用色	【情報提供機能】	仕入先や販売先への各種情報(製品や技術情報)のフィードバック機能
(4)	付加的機能	【加工·組立機能】	販売先ニーズに合わせた仕入商品の加工・組立機能
(4)	(4) 19 加 的 烷 肥	【製品企画·開発機能】	製品を企画・開発して生産委託先に発注・技術指導する機能

(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成

まず、「(1)金融機能」「(2)物流・在庫機能」「(3)情報機能」は、主に海外から仕入れた部品や製品を中国本土に販売する、または中国から仕入れた部品や製品を世界中に販売する、といった取引で有効に機能してきました。香港拠点に商流を通す目的は、企業所得税が17.5%とアジアのなかでも屈指の低税率国であるメリットを享受することにあるのは言うまでもありません。特に、「(1)金融機能」では、販売先に近く貿易金融も含めた多様な金融機関等のサービスを低廉な手数料水準で享受できる点、外為管理規制がなく貿易決済をはじめとする各種決済が自由に行える点、出資先からの受取配当金が非課税である点、といったメリットが活用されてきました。さらに「(2)物流・在庫機能」では、

充実した海上輸送や航空輸送の輸送路線網など発達した物流インフラを利用して迅速な輸送が行える点、参入する輸送業者が多く競合が激しいことにより輸送コストを抑制できる点、などのメリットがあるため、香港拠点に物流を通してきました。また、「(3)情報機能」では、中国での100%出資による商社(販売会社)の設置が容易ではなかった中で、

中国本土の近隣という立地において、 "中国リスク"を抑制しながら生産委託先・販売 先の管理が出来る点、 電機・電子セットメーカーなどの多くの企業が華南における保税 委託加工貿易を香港から管理していたことから、同じ香港間で迅速な対応・連携ができる 点、 中国での企業活動の各種情報を有する香港企業や多国籍企業が存在し、中国本土以 上に情報を集め易いこともある点、などがメリットとなってきたことが挙げられます。

次に、近年"商社的取引機能"として不可欠となってきた「(4)付加的機能」についてですが、「(4)付加的機能」とは、調達した部品を組み合わせる加工・組立業務や製品企画・開発を行った製品を生産委託先に技術指導を行うといった機能を指します。一般的にはメーカーの香港現法が行っているケースも多いのですが、メーカーと比較して内部留保の薄い商社(販社)も、来料加工形態での加工・組立業務を手掛けています。来料加工とは、保税委託加工貿易形態(=海外から中国に保税状態で輸入した原材料・部品等の加工・組立を行って完成品として海外に輸出する取引)のひとつで、香港などの海外企業が、中国の鎮と呼ばれる村などの郷鎮企業から工場の土地及び建物を借り受けて、無償で原材料・設備を提供し、生産した製品を全量引き取り、加工賃のみを支払う取引のことを指します。香港現法が来料加工形態を行うメリットは、中国リスクを回避しつつ投資コストを抑制できる点、香港の製造業に対するオフショア所得の課税軽減措置の認定により、香港現法の来料加工取引部分の企業所得税率を法定税率の半分の8.75%にまで軽減できる点、割安な加工賃支払のみで製造経費等を抑制できる点、香港現法が設備を所有するため、香港での税務上の加速度償却ができる点など、税金支払等の外部流出を抑制し、利益を極大化できるというメリットがあります。

#### 3. 香港の「情報機能」と「付加的機能」の行方について

#### ~ 保税委託加工貿易の今後の展望を踏まえて

このように日系企業の"商社的取引機能"は、香港で充分機能してきたのですが、最近その一部について機能別にみたメリットが薄れてきています。様々な要素が錯綜する「(1)金融機能」と「(2)物流・在庫機能」については、次回以降、詳しくみていきますので、今回は、香港現法の「(3)情報機能」と「(4)付加的機能」について触れてみたいと思います。

まず、「(3)情報機能」については、香港より中国内の方が有効に機能してくる可能性が高いと考えています。冒頭に述べた独資による商社設立の動きが加速しており、日系企業としては、遅れをとらず営業販売に関する迅速な情報を入手するには、今まで以上に中国内拠点の営業体制を増強する必要が出てきているためです。特に、自動車産業は、中国内での販売のためには香港から対応するには限界があります。また、電機・電子産業の場合も、後述のような来料加工形態に対する環境変化を受けた先頃からの来料加工工場の現法化(独資化)などの動きもあって、中国現法で完結するオペレーションも増えていく傾向にあるため、今後は着実に中国内の優位性が高まっていくことでしょう。

次に、「(4)付加的機能」についても、香港を取り巻く環境変化から香港活用のメリット に黄信号が灯りつつあります。たとえば、来料加工形態に対する日本の国税当局によるタ ックスへイブン対策税制適用強化や、中国の税務当局による課税強化の動きなどが懸念されています。また、最近、中国の中央政府も、保税委託加工貿易自体を規制する動きを強めているのも気になるところです。こうした動きは、2006年に入り一段と規制が強まった印象があります。実際には、2006年1月から商務部や税関総署などが「加工貿易禁止目録」に指定する業種を増加させたこと、2006年9月から輸出に関わる増値税の還付を撤廃した業種を「加工貿易禁止目録」にさらに一部追加(2006年9月以前の撤廃品目も含む)したことなどが挙げられます。2006年以前は、中央政府が加工貿易を禁止してきた業種は、中古機電製品や石炭などに限られていましたが、2006年以降の加工貿易の禁止措置では、一部の製紙関連業種といった日系企業に影響が及ぶような業種も追加されました。加工貿易の禁止業種に指定された場合、来料加工契約などの加工貿易の新規契約及び契約更新が不可となり、通常の輸出入取引(一般貿易方式)で対応すれば、輸出入決済資金の負担は勿論、輸入関税や増値税を留保する保税取引ができなくなりますので、税金支払コストの増嵩に繋がるなど企業にとって大きなコストアップ要因になることが懸念されるわけです。

この狙いとしては、昨今中国で問題となっている"エネルギー消費効率の悪い産業"、"環境汚染度の高い産業"、"資源消費量の多い産業"など海外からの投資・進出を抑制する狙いに加え、貿易摩擦を回避する目的などで輸出抑制を行うことが挙げられます。ただし、一方で産業政策の観点から育成する"業種"を絞り込む狙いも垣間見られます。今後、中央政府は、2008年を目途とした内外資の企業所得税統一の議論もあるなかで、外資に対する地域優遇税制から産業政策に立脚した優遇税制への移行が図られるとの見方もあります。このように、国家の産業政策をコントロールしていくうえで、所謂ハイテク産業以外では税制上の優遇措置を狭めていく手法が使われていくことになるのかもしれません。

もっとも、中央政府が、今後さらに加工貿易禁止業種を短期的に急拡大する可能性は低いと思われます。これは、加工貿易を禁止した場合のマクロ経済への影響が非常に大きいと考えられるためです。中国の輸出額全体に占める来料加工を含む加工貿易の割合は5~6割程度を占めていますし、コスト面での競争力の源泉のひとつと考えられる加工貿易の禁止業種が大きく拡大する事態となれば、甚大な影響が及ぶことが予想されます。こうした点を考慮すると、香港現法での来料加工といった「(4)付加的機能」は、業種によっては、現状程度にとどめておく選択も必要になるかもしれません。

第2回では、中国華南を中心とした港湾や空港との競合から香港の物流インフラの相対 的な地位低下が懸念されるなか、香港拠点の「物流・在庫機能」について考えていきたい と思います。

(本稿は香港の週刊紙香港ポスト 2006 年 5 月 5 日号掲載分に加筆したレポートです)

以上

#### (執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所: 8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email: Masahiro Egami@hk.mufg.jp

TEL: 852-2823-6991 FAX: 852-2823-6744



### 中国経済の現状 ~ 投資減速後も続く抑制策~

三菱東京UFJ銀行 経済調査室 調査役 萩原陽子

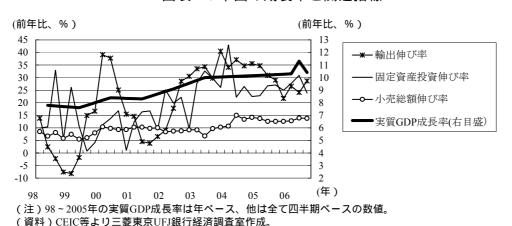
本レポートは、三菱東京 UFJ 銀行経済調査室作成の「経済マンスリー」の中国編を転載したものです。「経済マンスリー」は日本、米国、欧州、オーストラリアに関しても作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

http://www.bk.mufg.jp/report/ecomon2006/index.htm

#### 1. 経済動向

#### (1)引き締め効果で投資減速

中国では、第3四半期の実質 GDP 成長率が前年比10.4%と前期の11.3%から減速した。固定資産投資の伸びが30.9%から23.9%へと顕著に低下したことが主因である(図表1)。2006年に入ってからの投資再過熱に対し、当局は2度の利上げ、銀行に対する窓口指導ならびに地方政府に対する行政指導の厳格化など引き締めを強化してきたが、それが奏功したと考えられる。



図表 1:中国の成長率と関連指標

ただし、当局は投資抑制策を継続する意向を明示している。2003 年から引き締め基調の 政策運営を続けてきたにもかかわらず、地方政府の投資意欲を抑えきれなかったこと、ま た、鉄鋼、アルミ、セメントなど素材産業を中心にすでに生産能力が過大となっているこ とからすれば当然のことであろう。

8月に国家発展改革委員会など中央 5 官庁は合同で「新規着エプロジェクトの整理に関する指導意見」を出し、地方政府に対し、2006年前半の1億元以上の新規プロジェクト(鉄鋼などの過熱業種は3,000万元以上)について、産業政策、プロジェクト審査、土地収用審査、環境アセスメント、貸出など多方面からチェックし、違反案件を徹底的に整理する

よう指示した。その後、1~4月の1億元以上の新規プロジェクト3,779件のサンプル調査の結果、4割強で違法行為が確認された。このため、10月16日、国家発展改革委員会など中央8官庁は合同で6つの監査グループを組織し、12省・自治区に派遣して、本格査察に入る決定を下した。また、国家発展改革委員会は10月からエネルギー多消費型産業を中心に、小規模であったり環境負荷が高いといった理由により、淘汰、規制の対象に選定した企業に対して、電気料金の段階的な引き上げを開始し、生産活動の抑制を図った。なお、これら企業に対する電気料金は、2008年には引き上げ前の1.5倍程度となる予定である。

#### (2) 反腐敗運動の行方

本年半ば頃から、当局が地方政府の腐敗摘発に本腰を入れたことも、中央の投資抑制スタンスを地方に浸透させるうえで大きな意味を持つと考えられる。北京市副市長、安徽省副省長を始めとして地方の高級幹部の処分が相次ぎ、9月には、ついに上海市のトップである陳良宇・共産党委員会書記が社会保険基金を巡る汚職事件に絡んで解任された。陳書記は引き締め政策に強い抵抗を示し、中央政府と反目してきた。しかし、江沢民・前国家主席を後ろ盾に持つ上海閥の有力メンバーであり、これまでは容易に手が出せなかった。このため、今回の処分に関しては、胡錦濤政権が来年の共産党大会(5年に1回開催される最重要会議)を控えて権力基盤固めをしつつあるといった側面を強調する向きも少なくない。

ただし、反腐敗運動は単なる権力闘争以上の重要性を持つ。高成長下で官僚・企業一体となった不正な利益追求行動が肥大化する一方で、不利益を被る人々の不満が広がっている。陳書記が絡んだ社会保障資金の流用は言うに及ばず、中国全土に広がる投資ブームのなかで、違法な土地収用により 4,000 万人もの農民が十分な補償を得られないまま農地を失った。2005 年には暴動・騒乱を含む集団抗議行動が 8 万 7,000 件にものぼり、そのほとんどは、土地収用など国民の利益侵害に端を発している。胡錦濤政権は格差是正を一大目標に掲げ、農民の所得対策、社会保障の拡充など低所得層の底上げ、弱者の救済に注力してきたが、実際は、それに逆行する動きが進行していたのであり、放置すれば社会不安につながりかねない。

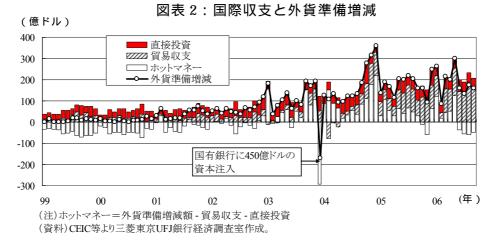
10月8~12日の共産党中央委員会全体会議でも、2020年までに和諧(調和)社会を建設するという方針の下、9項目の目標の第一に、社会主義の民主・法制の整備と法治主義を通じて人民の権益を保証することが掲げられている。腐敗防止は持続可能な成長に欠かせない要素としてその先行きが注目される。

#### (3)9カ月で前年を上回った貿易黒字

人民元高基調の下、輸出の伸び率は 2006 年に入ってから前年比 20%台に減速していたが、8月、9月と 30%台に高まった。この結果、1~9月の貿易黒字は 1,099 億ドルに達し、市場の予想通り、2005 年通年の数値を上回った。

足元の輸出加速の背景には、第一に、輸出代金の水増しを通じた投機資金の流入が指摘されている。外貨準備の増加ペースが落ちていないことから投機資金の流入は続いているとみられるものの、統計から算出されるホットマネーは4カ月連続で流出に転じている。一方で、貿易黒字は前年比拡大を続けており、輸出代金の水増しが窺えるような姿となっている(図表2)。第二に、輸出時の付加価値税還付率の引き下げが予想されていたことから、これを前提とした駆け込み輸出との見方もある。この点は、還付率引き下げが9月15

日に実施されたため、今後、駆け込みの反動があるのかによって確認できよう。



こうした特別な要因で嵩上げされている可能性を割り引いても中国の強大な輸出力が世界各国で摩擦を引き起こしていることは事実である。従来、米国からの圧力が目立っていたが、EUでも米国並みに圧力を強めようとする動きがある。すでに EU は 30 品目以上もの中国製品に対しアンチダンピング関税を課しており、さらに多くの産業で同税導入を求める動きがみられる。ちなみに靴に関しては、2006 年 4 月から半年間の暫定アンチダンピング関税(税率は徐々に引き上げられ最終的に 19.4%)が課されていたが、その期限切れに伴い、10 月から 2 年間確定アンチダンピング関税(税率 16.5%)が課されることになった。EU 内では反対も多かったが、25 カ国の票決で反対 12 票と過半数に達しなかったため、課税案が可決された(賛成 9 票、棄権 4 票)。中国メーカーはこれを不服として欧州裁判所への提訴に向けて動いている。

(前年比、%) WTO加盟に伴う暫定的 120 数量制限期限切れ ◆全体 100 -EU 80 暫定アンチダンピンク 60 課税発動 40 20 0 -20 (年) 04 06 (資料) CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室作成。

図表 3:中国の靴の輸出伸び率

#### (4) 好影響が期待される日中首脳会談

10月8日、安倍首相は就任後の初外遊として中国を訪問し、胡錦濤国家主席、呉邦国全人代常務委員長、温家宝首相という中国共産党のトップ3と日中首脳会談を行った。共産党中央委員会全体会議の会期中という時期にもかかわらず予想外の厚遇であったと評価されている。会談後の共同プレス発表では、戦略的互恵関係の構築を前面に押し出すとともに、重点的に協力すべき分野として、エネルギー、環境保護、金融、情報通信技術、知的財産権保護が挙げられた。

また、10月15日から3日間の扇参議院議長の訪中に際しても、胡主席、呉委員長、賈慶林全国政治協商会議主席、曽慶紅国家副主席と党序列の1位、2位、4位、5位が面談するという異例の待遇となった。扇議長と呉委員長は参議院と全人代の定期交流メカニズム創設に関する合意文書に署名、胡主席は会談で日中双方の努力で政熱経熱となることを望んでいると語った。

日中関係は政冷経熱から政冷経冷になりつつあるとまでいわれ、米国を始め、諸外国からも懸念されるほどであった。実際、日本は近年、先進国では最大の対中投資国であったが、本年に入り、その勢いにも陰りがみえる(図表 4)。そうしたなかで、日中関係を改善させる意欲が中国政府でも小さくないことが確認された意義は大きく、日本企業のビジネス環境の好転にも期待がかかる。

	97年	98年	99年	00年	01年	02年	03年	04年	05年	06年
										1~8月
合計	452.6	455.8	403.2	407.7	468.5	527.4	535.1	606.3	603.3	371.9
	(8.5)	(0.7)	(▲ 11.5)	(1.1)	(14.9)	(12.6)	(1.4)	(13.3)	(▲ 0.5)	<b>(</b> ▲ 2.1)
香港	206.3	185.1	163.6	155.0	167.2	178.6	177.0	190.0	179.5	115.6
	(▲ 0.2)	(▲ 10.3)	(▲ 11.6)	(▲ 5.3)	(7.9)	(6.8)	(▲ 0.9)	(7.3)	(▲ 5.5)	(6.8)
バージン諸島	17.2	40.3	26.7	38.3	50.4	61.2	57.8	67.3	90.2	67.6
	(219.7)	(134.3)	(▲ 33.7)	(43.5)	(31.6)	(21.3)	(▲ 5.6)	(16.5)	(34.1)	(6.2)
日本	43.3	34.0	29.7	29.2	43.5	41.9	50.5	54.5	65.3	27.9
	(17.7)	(▲ 21.5)	(▲ 12.6)	(▲ 1.9)	(49.2)	(▲ 3.7)	(20.6)	(7.9)	(19.8)	(▲ 31.6)
韓国	21.4	18.0	12.7	14.9	21.5	27.2	44.9	62.5	51.7	22.2
	(57.4)	(▲ 15.7)	(▲ 29.3)	(16.9)	(44.3)	(26.5)	(65.0)	(39.2)	(▲ 17.3)	(▲ 32.4)
米国	32.4	39.0	42.2	43.8	44.3	54.2	42.0	39.4	30.6	16.2
	(▲ 5.8)	(20.3)	(8.1)	(4.0)	(1.0)	(22.4)	(▲ 22.5)	(▲ 6.2)	(▲ 22.3)	(▲ 16.4)
シンガポール	26.1	34.0	26.4	21.7	21.4	23.4	20.6	20.1	22.0	12.6
	(16.5)	(30.4)	(▲ 22.4)	(▲ 17.8)	(▲ 1.5)	(9.2)	(▲ 12.0)	(▲ 2.5)	(9.8)	(▲ 7.3)
台湾	32.9	29.2	26.0	23.0	29.8	39.7	33.8	31.2	21.5	13.5
	(▲ 5.5)	(▲ 11.4)	(▲ 10.9)	( <b>▲</b> 11.6)	(29.8)	(33.2)	(▲ 14.9)	(▲ 7.8)	(▲ 31.0)	(▲ 6.4)
ドイツ	9.9	7.4	13.7	10.4	12.1	9.3	8.6	10.6	15.3	14.3
	(90.4)	(▲ 25.6)	(86.4)	(▲ 24.2)	(16.2)	(▲ 23.3)	(▲ 7.9)	(23.5)	(44.6)	(30.3)
英国	18.6	11.7	10.4	11.6	10.5	9.0	7.4	7.9	9.6	4.4
	(43.1)	(▲ 36.8)	(▲ 11.1)	(11.4)	(▲ 9.8)	(▲ 14.7)	(▲ 17.5)	(6.8)	(21.7)	(▲ 31.2)

図表 4:対中直接投資の国・地域別内訳

#### 2. 金融情勢

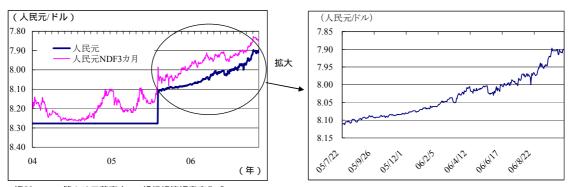
人民元の対ドル相場は、2005年7月に1ドル=8.11元へと約2.1%切り上げられたが、その後の上昇ペースは緩やかで、諸外国は苛立ちを強めてきた。ところが、9月は月間の上昇ペースが0.62%とほぼ倍増した(図表5)、依然として当局が為替相場に対して強いコントロール機能を発揮するなかで、9月19日から4日間のポールソン米財務長官の就任後初訪中に際して、当局が為替相場の柔軟性拡大をアピールしたとみる向きは少なくない。

<sup>(</sup>注)1.上段は金額(単位:億ドル)、下段()内は前年比伸び率(単位:%)。

<sup>2.</sup>合計はその他を含む。

<sup>(</sup>資料)商務部資料、CEIC等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成。





(資料) CEIC等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成。

ポールソン長官はゴールドマンサックスの前最高経営責任者で米国ビジネス界切っての中国人脈を買われての就任という面があり、スノー前長官の任期中には実現しなかった胡主席との会談も果たした。呉儀副首相との会談では、経済問題を幅広く話し合う米中戦略経済対話を設置することで合意し、年2回、北京とワシントンで開催し、ポールソン長官と呉儀副首相が代表を務めることとなった。

一方、民主党のシューマー議員と共和党のグラム議員は9月末を期限として上院本会議で、中国製品に対する27.5%の報復関税という強硬な法案の採決に踏み切る構えをみせていた。しかし、両議員とポールソン長官との会談、グラム議員に対するブッシュ大統領自らの「採決を見送り、ポールソン長官が中国に為替改革を説得できる時間を与えてほしい」という要請、さらには米大企業の意見などを踏まえ、9月28日には、採決を断念し、法案を取り下げる意向を表明した。米国の中間選挙でも人民元問題は焦点になっていない。

こうした動きを見透かしたかのように、10月に入ってからの人民元相場はほとんど動いていない。もっとも、米議会の対中圧力が払拭されたわけではない。シューマー・グラム両議員も当面ポールソン長官に対中問題を委ねたものの、来年早々には他の有力議員と連携して新たな法案提出を目指している。中国当局はこうした海外の動きに合わせて、人民元上昇ペースに若干の緩急をつけつつも、通年でみると数%という上昇にとどめる可能性が高い。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報): http://www.bk.mufg.jp/rept\_mkt/index.html



#### 中国・香港のインターネット普及動向とインターネットビジネスについて

三菱東京 U F J 銀行企業調査部 香港駐在調査役 永井隆太

ここ数年中国ではインターネットの普及が進んでおり、日本に比べれば普及率自体は未だ低いもののユーザー数は1億人を超え米国に次ぎ世界第2位となっている。一方、香港では早くからインターネットが普及し、普及率は日本を超える水準にある。本稿では、中国・香港におけるインターネット普及状況とユーザーの特徴について日本と比較しながら概観するとともに、それらを踏まえて両地域でのインターネットビジネスの状況と外資系企業にとっての事業展開の可能性について簡単に纏めた。

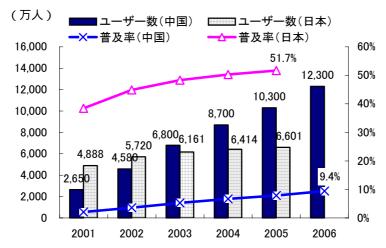
#### 1.インターネットの普及状況

#### (1) 中国

インターネットユーザー数と普及率

中国におけるインターネットユーザー数  $^{(\pm)}$  はここ数年拡大を続けており、2003 年には日本を抜いて足元では米国に次ぎ世界第 2 位となる 1 億 2,300 万人に達している。ただし、中西部や農村部での普及が相対的に遅れていることもあり、人口対比でみた普及率は 9.4% と日本と比較すると依然大きな開きがある (図表 1)。

(注) ここでいうインターネットユーザーとは、PC の保有有無やインターネット接続契約の有無を問わない。なお、本稿では特に断らない限り、インターネットとは PC でのインターネット利用を指すものとし、携帯電話などでのインターネット利用は除外している。



図表 1:日本と中国のインターネットユーザー数・普及率の推移

(注)中国は各年6月、日本は各年末時点での数値。インターネットユーザーの定義は、中国では「毎週平均1時間以上インターネットを利用する者」日本では「過去1年間にインターネットを利用したことのある者」とやや開きがある。なお、日本のユーザー中、中国での定義に比較的近いと考えられる「最低週1回インターネットを利用する者」は2005年末時点ではユーザー全体の72.4%。

(資料)中国互联网络发展状况统计报告、CEIC Data Co., Ltd、総務省「通信利用動向調査報告書」より作成。

また、ユーザーに占めるブロードバンドユーザーの比率も年々高まっており、2006 年には全 ユーザーの 6 割以上がブロードバンドユーザーとなっている(図表 2)。

図表 2:中国のブロードバンドユーザー数の推移

(万人)

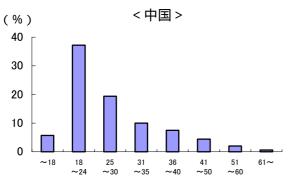
	2001	2002	2003	2004	2005	2006
インターネットユーザー数	2,650	4,580	6,800	8,700	10,300	12,300
ブロードバンドユーザー数	N.A.	200	980	3,100	5,300	7,700
ブロードバンド比率		4.4%	14.4%	35.6%	51.5%	62.6%

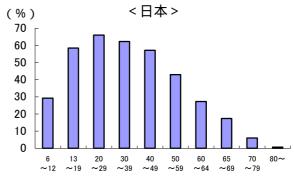
(資料)中国互联网络发展状况统计报告より作成。

#### ユーザーの年齢層

中国・日本におけるインターネット普及率を年齢階層別にみると、日本では 10 代後半から 40 代まで普及率が概ねまんべんなく高いが、中国では 18~24 歳の若年層の普及率が突出して高いことがわかる(図表 3)。特に 40 代以降の普及率は低く、中国のインターネットユーザーは若年層に集中しているということができよう。

図表3:年齢階層別にみたインターネット普及率





(注)上図における普及率の対象となるインターネットユーザーは、中国では「週平均1時間以上インターネットを利用するユーザー」、日本では「最低週1回はインターネットを利用するユーザー」。

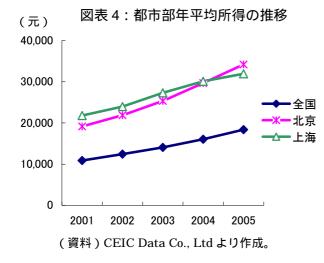
(資料)中国互联网络发展状况统计报告、総務省「通信利用動向調査報告書」より作成。

#### インターネット普及の背景

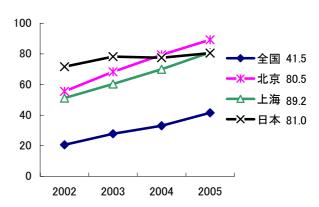
中国におけるインターネットの普及拡大の背景としては下記の2点が挙げられる。

#### (ア)所得の増加とそれに伴う PC の普及

まず、都市部や沿岸部を中心とした所得の増加とそれに伴うPC 保有率の高まりが考えられる。 経済発展に伴って中国都市部における名目年間賃金は概ね 2 桁増のペースで増加、特に北京、上海といった沿岸部の大都市では平均賃金が 3 万元を超えており(図表 4 )、消費者物価指数の上昇率が  $1\sim2\%$ 程度に留まっていることから、国民の購買力は順調に高まっているとみられる。中国における PC 価格は、デスクトップ型で  $4,000\sim10,000$  元、ノート型で  $6,000\sim20,000$  元程度 (1 元 = 約 15 円)と日本と同程度かやや安い程度であるが、こうした所得向上を背景として各家庭への PC 普及が加速している。 100 世帯あたりの保有台数は全国平均でも日本の半分程度の 11.5 台、北京や上海では日本と同レベルとみられる 11.5 名の 台を超える水準に達しており(図表 11.5 )。 こうしたことが中国でのインターネット普及のベースの背景になっているといえる。



#### 図表 5:都市部 PC 保有率の推移



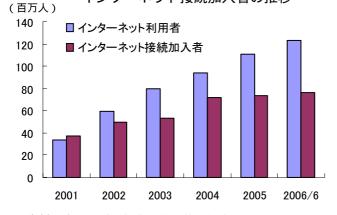
(注)中国は 100 世帯あたりの保有台数、日本は保有率。 (資料)CEIC Data Co., ltd、総務省「通信利用動向調査報告 書」より作成。

#### (イ)インターネットカフェの拡大

このような PC の普及拡大によって、自己保有の PC でインターネット接続契約を行ってインターネットを利用するユーザーが増えているものと思われるが、実際のインターネットユーザー数はインターネット接続加入者数を大きく上回るペースで拡大しており(図表 6) また、ユーザーの 3 割弱がインターネット利用場所としてインターネットカフェを挙げている(図表 7)。こうしたことから、若者が中心と考えられる PC 非保有者やインターネット接続非加入者の中にもインターネットカフェでインターネットを利用するユーザーが相応に存在すると考えられる。実際、中国には人口 1.3 万人に 1 店舗に相当する約 10 万店舗のインターネットカフェがあるといわれており (注)、このようなインターネットカフェの広まりが若年層を中心とした中国でのインターネット普及を後押しする一つの要因であるとみられる。

(注)一方、日本のインターネットカフェ数は概ね 2,000 店舗程度といわれており、これは人口約 6 万人に 1 店舗の水準に過ぎない。

図表 6: インターネット利用者と インターネット接続加入者の推移



(資料)中国互联网络发展状况统计报告、CEIC Data Co., Ltd より作成。

図表7:インターネット利用場所の日中比較

(%)

利用場所	中国	日本
自宅	72.2	88.6
職場	35.1	36.5
インターネットカフェ	29.5	5.2
学校	18.9	15.3
公共施設	0.5	5.2

(資料)中国互联网络发展状况统计报告より作成。

今後のインターネット普及の見通し

今後を展望すると、所得拡大や PC 保有率上昇を背景に今後もインターネット普及が拡大することは確実とみられるが、もう一段の普及率アップや先進国なみにユーザーの裾野が拡大するためには、インターネットカフェではなく自宅からのアクセスが中心になると考えられる中・高年層への普及拡大がポイントとなろう。そのためには、現状インターネット利用のネックとなっているのが、PC 操作の困難さと接続環境のなさであることに鑑みれば(図表 8)、中高年層への IT リテラシーの浸透に加え、自宅でのインターネット接続の前提となる固定電話網の整備が必須となる。しかしながら、現状中西部を中心に中国の固定電話の普及率が低位に留まるうえ(図表 9)、広い国土ゆえ携帯電話ほど急速には固定電話網の整備が進まないと考えられることから、今後のインターネット普及の速度は年率 10%内外の比較的緩やかなものに留まり、中高年層への裾野拡大も急速には進まない可能性がある。

図表 8: 非インターネットユーザーが インターネットを利用しない理由(%)

-	
利用しない理由	比率
PC操作が難しい	36.6
接続環境がない	31.8
時間がない	17.9
必要ない	9.3
年齢が高すぎ・低すぎ	7.8

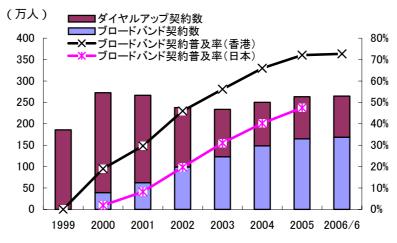
(資料)中国互联网络发展状况统计报告より作成。



#### (2) 香港

一方、香港におけるインターネット普及状況をみると、所得水準の高さに加え、狭い国土ゆえ 固定回線網の整備が容易だったことが背景となり、2000 年時点でインターネット契約数が 250 万を超えるなど、早くから普及が進んでいた。足元のブロードバンド契約の世帯普及率は日本を 大きく上回る 70%超に達しており、既に成熟している状況といえる(図表 10)。

図表 10: 香港のインターネット普及状況



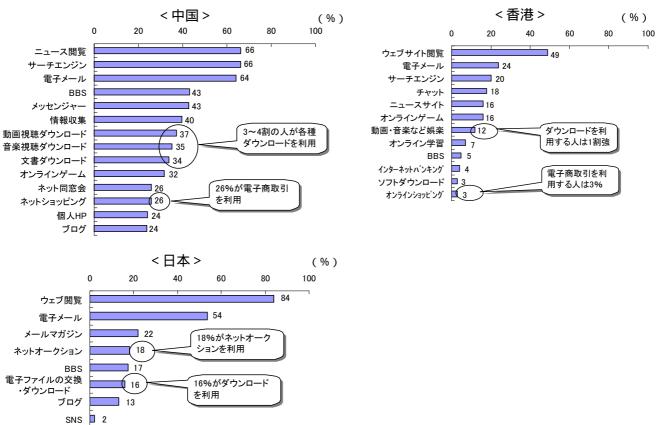
(資料)中国互联网络发展状况统计报告、通信利用動向調査などより作成。

#### 2. ユーザーの利用動向とインターネットビジネス

#### (1)ユーザーのインターネット利用内容

ユーザーのインターネット利用内容を中国・香港・日本で比較すると、3 地域ともにウェブサイトの閲覧や電子メールのやりとりといった基本的な利用内容が上位に位置している点では共通だが、音楽・映像の配信・ダウンロードなどのコンテンツサービスや電子商取引などを利用しているユーザーの比率は、地域によってかなり異なる(図表 11)。

コンテンツサービスの利用については、日本のユーザーで音楽・映像などのダウンロードを利用しているユーザーが 16%程度なのに対し、中国ではこうしたダウンロードやオンラインゲームを利用しているユーザーが 3 割以上に上る。一方、香港では 12%程度のユーザーしかこうしたサービスを利用していない。また、インターネット上でのショッピングやオークションといった電子商取引は、中国や日本では 2 割程度のユーザーが利用しているのに対し、香港ではわずか 3%のユーザーしか利用していないなど、概して中国では若年層にユーザーが集中することもあってインターネットの多様な機能が利用されている一方で、香港のユーザーは基本的な機能の活用に留まっている点が特徴的といえる。



図表 11:インターネット利用内容の比較

(資料)中国互联网络发展状况统计报告、総務省「通信利用動向調査報告書」より作成。

#### (2)インターネットビジネスの状況

中国におけるコンテンツサービス

#### (a)配信・ダウンロードサービス

2005 年時点での中国における配信・ダウンロードサービスの市場規模は、音楽で約25億円、映像で100億円内外とみられ、日本と比較すると1~3割の規模(図表12)、インターネットそ

のもののユーザー数と、こうした配信・ダウンロードサービスを利用するユーザー比率から考えれば、中国ではこうしたサービスを利用するユーザーの数は日本と比較して相当多いとみられる。にも拘わらず、市場規模が日本よりはるかに小さいのは、中国では違法の無料ダウンロードサイトが多数存在し(注)ユーザーの 6 割がそうしたサイトを利用しているといわれるなど、有料サービスが根付いていないことが背景になっていると考えられる。

(注)中国にある約7,200の音楽配信サイトのうち版権使用料を支払っているのはわずかに1割にすぎない、とする新聞記事もある。

図表 12:音楽・映像の配信・ダウンロード市場(億円)

			•
	2004	2005	2006予測
音楽	17	25	N.A.
映像	58	N.A.	130
音楽	50	233	
映像	173	292	
	映像	音楽 17 映像 58 音楽 50	音楽1725映像58N.A.音楽50233

(資料)新聞報道などより当部作成。

#### (b)オンラインゲーム

中国のオンラインゲームの市場規模は 2005 年で約 500 億円と日本の 8 割程度に達しているといわれる(図表 13)。これは、 インターネットカフェの拡大がオンラインゲームのターゲットである若年層のインターネット普及を促進したこと、 パッケージソフトの海賊版が出回りやすいことから日本や欧州で一般的なゲーム専用機が普及しなかったことなどが背景となっている。

中国のオンラインゲーム市場では、従来は地場メーカーが韓国メーカーからライセンス供与を受けて運営を行う形が主流であり、こうした韓国メーカー製ゲームが 7~8 割のシェアを占めていたといわれる。しかし、日本国内でのゲームソフト市場が縮小するなか、日本メーカーもここ 2~3 年は、 地場メーカーにライセンス供与し販売・運営を任せる形、 現地法人を設立し自ら販売・運営を行う形、などで参入する企業が目立っている(図表 14)。

ただし、最近では地場メーカーが、海外ゲームの輸入だけでなく自社開発ゲームにも注力していることから競争が激しくなっているうえ、ゲームソフト輸入に関する政府の審査が厳しくなっていることや、オンラインゲーム利用の際に必要となるプリペイドカードの流通網整備が利用者拡大の1つのポイントともいわれていることなどから、外資系メーカーの事業展開にあたっては、信頼できる地場メーカーとの提携を検討するなど、相応の工夫が求められよう。

図表 13:中国・日本のオンラインゲーム市場(億円)

	2004	2005
中国	323	507
日本	367	596

(資料)新聞報道などより当部作成。

図表 14:日本企業の中国市場進出例

企業名			
スクウェア・エニックス	「クロスゲート」でアイテム課金版ゲームを投入		
サイバーステップ	Shandaを総代理店に指定し「Get Amped」を投入		
セガ	「サクラ大戦」のオンラインゲームを中国で展開		
コーエー	「信長の野望オンライン」「大航海時代オンライン」を展開		
エキサイト	中国にオンラインゲームを投入するマレーシア社に出資		

(資料)新聞報道などより当部作成。

#### 中国・香港における電子商取引

#### (ア)中国

中国では、消費者を対象とした BtoB、BtoC といった電子商取引の利用経験があるインターネットユーザーの比率は約3割と日本とそれほど大きな差がないが(図表15) 市場規模は2005年時点で1,800億円と日本に遠く及ばない(図表16) また、ユーザーの購入商品をみると、書籍、CD・DVD といったものが上位にくる点は日本とほぼ似通っているものの、アクセサリー、チケット、旅行といった比較的高額な商品の購入はそれほど多くない点がやや特徴的といえる(図表17) こうした市場規模の小ささや高額商品購入の少なさは、中国のユーザーがウェブサイトや商品品質に対して信頼感をあまり持っていないことが背景にあると考えられる(注)。

(注)中国インターネット情報センター(中国互联网络信息中心)の調査によれば、電子商取引を利用しないインターネットユーザーにその理由を質問したところ、62%が「ウェブサイトが信用できない」、47%が「商品品質が心配」と回答している。こうしたことから、電子商取引を利用するユーザーの間でもこうした懸念は少なからず存在するものと考えられる。

#### (イ) 香港

一方、香港では電子商取引の利用経験のあるインターネットユーザーはわずか 12%に過ぎず、市場規模も約 380 億円に留まる。この市場規模は日本や中国はもとより台湾・インド・シンガポールなどよりも小さいという。これは、 国土の狭さと人口密度の高さから「店舗に行くことなく買い物ができる」という電子商取引の利便性が相対的に低いとみられること、 一般の商取引に対しても警戒感が強い国民性から (注)電子商取引に対しては特に慎重だとみられることが背景と考えられる。

(注)2006年10月7日付香港紙明報によれば、先進国もしくはそれ準ずる地域17カ国を対象に実施された「消費者被害調査」において、香港は17カ国中トップである21.7%が商取引において騙されたことがある、と回答している。

図表 15:電子商取引の経験がある インターネットユーザーの比率

中国	30%
香港	12%
日本	38%

(資料)中国网络购物调查报告、総務省 「通信利用動向調査報告書」より作成。

図表 16:電子商取引(BtoC,CtoC)の市場規模

	2004年	2005年
中国	460億円	1,800億円
香 港	280億円	380億円
日本	4兆6,000億円	N.A.

(資料)新聞報道(原典:中国社会科学院「2005年中国電子商務市場調査報告」) 経済産業省「電子商取引に関する市場調査報告書」をもとに当部にて作成。

図表 17:電子商取引での購入商品

(%)

中国       香港    日本					
中国		一	香港		
書籍	48	チケット類	24	書籍・CD・DVD	40
CD·DVD	26	PC	17	玩具・ソフト・楽器など	38
衣料品	18	書籍	13	衣料品・アクセサリー	34
ギフト品	18	衣類	9	チケット	26
家電製品	15	家具・工芸品	8	PC関連製品	25
通信機器	9	医療•保健用品	6	食料品	22
AV機器	9	食品	5	旅行	22
オンラインゲーム	7	家電	3	金融取引	15
カメラ類	7	旅行	1	その他	11
チケット	2				

(注)上表は、電子商取引の経験があるユーザーに対して、購入経験のある商品類を問うたもの。数値は回答したユーザーの比率。

(資料)中国网络购物调查报告、総務省「通信利用動向調査報告書」より作成。

#### 3. 外資系企業にとってのインターネットビジネス

こうしたことを踏まえると、外資系企業にとっての中国でのインターネットビジネス参入にお ける留意点は以下の通り。

#### (1)中国

中国では現状インターネットの普及は10代後半から20代前半の若年層に集中していることに加え、固定電話回線整備が緩やかなものであることから中高年層や内陸部への浸透を含めたユーザーの裾野拡大がそれほど急速には進まない可能性もあるため、インターネットを活用して消費者向け販売やコンテンツ提供を行う場合、当面は若年層が主なターゲットとなろう。

ただし中国では、外商投資産業指導目録により、書籍・映像コンテンツなどの輸入・作成への 外資系企業の参入は認められていないことから、中国で外資系企業が提供できるコンテンツは限 定的なものとなることに留意が必要(注)。

したがって、こうしたことに鑑みれば、比較的事業展開余地があるとみられるのはオンラインゲームなどに留まり、それ以外の分野に関しては、それほど多額の投資を伴わずにインターネットをあくまで中国国内での販売チャネルの1つとして位置付け活用する程度にとどめるのが当面は賢明といえよう。

(注)自社で製作したり日本から輸入した映像コンテンツをオンライン配信するサイトを中国内で立ち上げることはできないほか、日本から輸入した書籍や映像コンテンツを電子商取引で販売することもできない。

#### (2)香港

香港はインターネット普及率が日本以上に高いが、ユーザーはインターネットを情報収集や情報交換の場として位置付けているとみられ、電子商取引や有料コンテンツサービスを利用するユーザーはそれほど多くない。その背景が、地理的要因や商取引自体に対する警戒感の強さにあるとみられることから、こうした状況が急速に大きく変化するとは考えにくいため、外資系企業によるインターネットビジネス参入のメリットは、たとえば、香港域内で購入できない海外商品の電子商取引での販売といった限定された分野に限られるといえよう。

以上

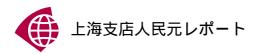
#### (執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京 UF J銀行 企業調査部 香港駐在

住所: 6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL:852-2249-3033 FAX:852-2521-8541





#### 10月の人民元為替相場と人民元為替予約取引に関するルールの一部改正

三菱東京UFJ銀行 上海支店 市場操作課長 石田 真佐人

#### 1.10 月の人民元為替相場

10月の人民元相場は、月央にかけて進んだ円高米ドル安、ユーロ高米ドル安の下、現在人民元為替相場に極めて大きな影響を与える9時15分発表の公示相場(中国人民銀行の委託を受け中国外匯交易中心が発表)が人民元安方向に決定される日が続き、結果として10月は、9月に比較して緩やかな人民元高の進行に留まった。日中の為替変動幅も、更なる拡大は見られず、総じて落ち着いたものとなった。ところで日中しばしば見られた瞬間的な大きな人民元為替相場の変動は、経済指標に反応したものでもなく、通貨当局の介入によるものでもなく、また通貨当局の介入を背景としたプライマリーディーラーの操作によるものでもない、単純な為替操作ミスによるものと見られている。経験豊富なディーラーが金融界全体で不足気味であること、システムサポートが無い中、市場参加者の時間単位の取引件数が増加し、ケアレスミスが起こりやすい状況にあることが、その背景にあるものと考える。尚、操作ミスの為替相場への影響を排除する為、操作ミスによる為替売買取引は、当日中速やかに中国外匯交易中心への届出を行ない、取引自体をキャンセルするルールとなっている。

ところでこの月報で経済指標を解説することは意識的に避けているのだが、これは、他のレポートとの重複を避ける為でもあるが、加えて「現在貿易収支等の各種経済指標は、人民元為替市場に、直接の影響を与えていない」との見方によるものである。例えば10月に発表された貿易統計は個人的な予測を超えたものであったが、人民元為替市場では全く材料視されず、その前後で専用端末で呈示されるマーケットメーカー各行の売り買い指値はピクリとも動いていない。市場終了後、主要行の為替ディーラーと意見交換を行なってみたが、総じて経済指標への関心は低く、相互のポジション状況やバスケット通貨の為替相場動向にのみ関心が集まっている。

固定相場が長く続いた歴史的要因、経済指標そのものへの信頼感が低いこと、しばしば公式発表前に指標が誤差無く報道されること、及び指標発表の予定が事前に開示されず、市場の関心を集め難いことと等がその背景にあると考える。

人民元為替相場の形成により柔軟性を持たせるには、経済指標の権威性を高めることが必要であり、その為には指標そのものの取扱いの見直しが必要であると考えている。

#### 2. 11 月の人民元為替相場と人民元為替予約ルールの一部改正

先月の月報でも触れた、中国外貨交易中心(CFETS、China Foreign Exchange Trade System)の新システム稼動時期変更と、人民元先物取引(人民元為替予約、人民元対外貨為替スワップ)ルール改正に関しては、10月に公式に発表されている。

11月20日の稼動を目指し、中国外貨交易中心とマーケットメーカー各行が進めていた新システムは、十分なテスト時間を確保する為、外貨間システムの稼動時期を2007年2月5日、人民元為替システムの稼動を3月5日迄、夫々後ろ倒しにすることが発表された。

年初の OTC 市場システム解禁同様、新システムの稼動と市場への浸透が、人民元為替相場を新たな段階に転じる契機となることが期待されているのだが、如何なるトラブルも許容されない人民元為替の中枢システムであることを勘案すれば、稼動は万全な状況でのみ進めるべきものであり、面子のみを重視した拙速な稼動は厳に回避すべき、むしろスケジュールの変更は評価されるべき英断であったと考えている。

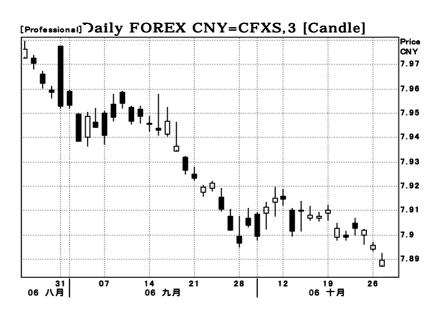
人民元先物取引(人民元為替予約、人民元対外貨為替スワップ)ルール改正に関し、新ルール(匯発〔2006〕52号)が発表された。(日本語仮訳添付)

スペキュレーションを押さえる為の一部規制強化(為替予約の NDF 的利用の禁止 = 差金決済禁止) 手続きの簡素化(為替予約履行時のみの実需確認義務の明確化)による利便性の向上等が含まれている。

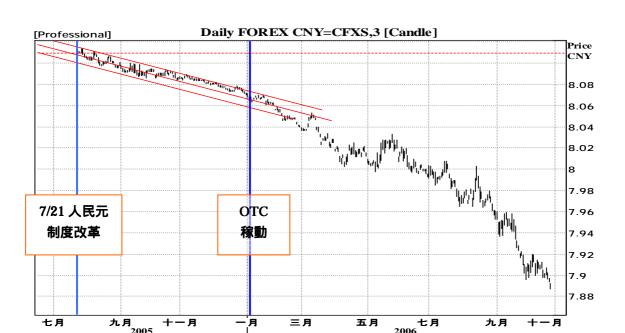
前者に関しては、外貨決済口座、資本金口座等の口座を保有する地場商業銀行の既得 権益に対する、一定の配慮を行う効果があるのかもしれない。

為替スワップ取引のルール明確化に関しては、未だその意図・運用・解釈を照会中であり詳細は不明であるが、少なくとも人民元資金の外貨転サイド(手前で售匯、先で結匯)の取引の利便性は大幅に改善されることが期待できる。

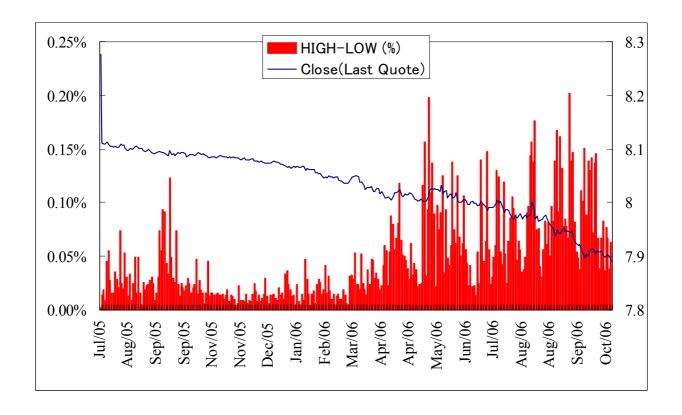
11月の人民元為替相場は、引き続き為替変動幅を拡大させつつ、緩やかな乍ら徐々に人民元高許容の速度を加速させていくことを予想する。



【Chart1】人民元為替相場(3ヶ月間) by Reuters



【Chart2】人民元為替相場(2005年7月人民元為替制度改革以降) by Reuters



【Chart3】人民元日中変動幅

## 国家外匯管理局文件

匯発 [2006] 52号

国家外匯管理局 外匯指定銀行対顧客遠期結售匯業務(訳者捕捉:人民元先物為替予約の意味) と人民元対外貨為替スワップ業務に関する外匯管理問題の通知(日本語仮訳)

国家外匯管理局各省、自治区、直轄市分局、深圳、大連、青島、厦門、寧波市分局;各政策性銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行:

国内経済主体の為替変動リスクヘッジ需要の為、外為指定銀行(以下銀行)の顧客に対する 為替変動リスクヘッジ商品サービス提供に利便性を高め、《中国人民銀行 外貨指定銀行対顧 客遠期結售匯業務の拡大と人民元対外貨為替スワップ業務取扱に関する問題の通知》(銀発 [2005]201号)に基づき、銀行対顧客遠期結售匯業務と人民元対外貨為替スワップ(以下 為替スワップ)業務に関わる問題を以下明確化する。

#### 一、遠期結售匯業務

- (1) 外貨管理規定に基づき直物の結售匯取引が行える外貨収支は、同様に遠期結售匯 業務の取り扱いが可能。
- (2) 遠期結售匯業務は履行時の実需確認を行う。銀行は自身経営とリスク管理需要に 従い、顧客との遠期結售匯取引を締結する。遠期結售匯の期日到来時、銀行は顧 客が提供する有効な書類を確認し結售匯取引を取り扱う。
- (3) 遠期結售匯の履行は、締結金額全額を交換する。差金決済は不可とする。
- (4) 遠期結售匯期日到来時の顧客違約は、商業原則に基づく処理を行なう。
- (5) 顧客は、為替スワップ業務を通じ、為替予約の期限変更(延長・繰上げ)を行う。 約定金額、延長回数、期限に関して、顧客と銀行の間で協議を行う。

#### 二、 人民元為替スワップ業務

- (1) 顧客為替スワップの近端(為替スワップの手前の交換、以下同)での外貨売却外 貨資金は、外貨管理規定上、直物の結匯取引が可能な外貨資金に限定される。顧 客為替スワップの遠端(為替スワップの先の交換、以下同)の外貨売却外貨資金 は、近端で外貨購入した外貨資金に限定される。銀行は遠期結售匯業務の履行時 の書類確認を参照し、顧客為替スワップの外貨売り時、直物結匯の管理規定に基 づく書類確認を行う。
- (2) 顧客は、為替スワップ取引時人民元を外貨転し外貨口座に入金できる。入金した 外貨資金の支払使途は外貨管理規定に基づき処理する。
- (3) 顧客為替スワップの遠期に外貨購入する外貨資金は、原則当初の外貨資金口座に入金する。外商投資企業の資本金口座、外債専用口座、外債転貸款専用口座の外 貨資金を近端で結匯した場合、遠期で外貨転する際、経常項目外貨口座に入金で き、三種類の資本項目口座に入金することはできない。



- (4) 顧客為替スワップ違約により形成された銀行の外貨ポジション或いは人民元の ポジションは、銀行は結售匯総合ポジションに加えポジションをスクエアにする ことが可能であり、銀行は発生した損失を顧客との間で処理する。
- (5) 顧客は、為替スワップ取引全額或いは部分金額の履行期限の調整(延長或いは繰上げ)が出来、延長回数、期限に関して、顧客と銀行の間で協議を行う。

#### 三、統計管理

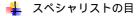
- (1) 顧客が新たに遠期結售匯或いは為替スワップの期日を調整する契約を締結した時、銀行は為替スワップ業務に関する新規の取引と見做さず、調整後の遠期結售 匯取引或いは為替スワップ取引を統計を報告するのみ。
- (2) 顧客の為替スワップに違約が発生した場合、銀行は近端の履行金額、或いは遠端の部分履行時は近端の履行金額と遠端部分履行金額の差額を直物結售匯統計に計上する。
- (3) 上述の統計は、《銀行結售匯統計月(旬)報表》と《銀行結售匯総合ポジション日報表》中に反映させる。
- 四、 銀行が遠期結售匯業務と為替スワップ業務を取り扱う顧客の範囲は、国内機構及び国家外匯管理局批准の其の他顧客に限定される。

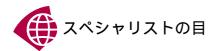
銀行は、居住者個人との間で、合法的な人民元售匯国外投資及び理財項目下の遠期結售 匯業務と、近端(訳者捕捉:為替スワップの手前の為替交換の意味)の外貨購入・遠端 (訳者捕捉:為替スワップの先の為替交換の意味)で外貨売却の為替スワップ業務を行 うことができる。

五、 国家外匯管理局批准を得ることなく、国内機構と個人は、如何なる形式の国外人民元 対外貨デリバティブ取引も行うことができず、銀行は、規定業務範囲内で、顧客に対す る人民元為替変動リスクヘッジ商品・サービスを提供する。

国家外匯管理局各分局は本通知を受領後、速やかに域内支局、都市・農村商業銀行、農村合作 金融機関。外資銀行に転送する。

2006年10月20日





投資:『非富裕層』向け戦略

三菱日聯諮詢(上海)有限公司 戦略コンサルティング シニアコンサルタント 窪寺 暁

今まで、日本企業を含めた外資系企業の中国内販戦略というと裕福層を狙っていることが通常であった。中国国内企業に比べて高品質・高コストの製品・サービスを擁するため、ある意味当然の結果といえる。しかし、全ての外国企業が『沿海部』『大都市』『都市富裕層』というような似通ったターゲットを狙うため、そのセグメントでは非常に激しい競争が行われていることも事実である。

一方、内陸部や非都市市民などといった裕福でないターゲット(以降『非富裕層』と呼ぶ)は、今までマーケティングの対象にすらなっていないことが多く、外資系企業による成功例も少ない。しかし、本来このセグメントは中国の人口 13 億人の大部分を占めており、対象人数という意味では、それこそ無限のポテンシャルを秘めている市場である。

本稿では、この『非富裕層』に向けたビジネス戦略について考察を試みたい。

#### 1.どの程度のマーケットサイズがあるのか?

そもそも『非富裕層』のマーケットボリュームを見てみたい。どの程度の人口があり、どの程度の消費規模があるかについて、中国の国家統計からざっくりとした計算を行うと下記のようになる。

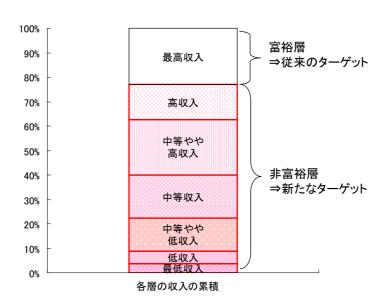
収入層	最低収入	低収入	中等やや 低収入	中等収入	中等やや 高収入	高収入	最高収入	合計
調査戸数(A)	5,376	5,454	10,943	10,966	10,920	5,440	5,398	_
数量的に占める比率	10%	10%	20%	20%	20%	10%	10%	100%
一人当たり平均収入/月	281	434	598	824	1,133	1,557	2,603	_
一人当たり平均支出/月(B)	259	358	465	609	784	1,009	1,596	_
サンプル内における 収入層毎の支出合計 (A)×(B)	1,393,939	1,952,237	5,083,315	6,678,349	8,563,801	5,486,471	8,615,986	37,774,097
全体に占める比率	3.7%	5.2%	13.5%	17.7%	22.7%	14.5%	22.8%	100.0%
累積の比率	3.7%	8.9%	22.3%	40.0%	62.7%	77.2%	100.0%	_

出展:中国統計出版社『中国統計年鑑 2006』より三菱日聯諮詢(上海)有限公司が計算。

注:調査戸数が規定の比率になるようサンプル数を区切り、収入層を決めている。(統計年鑑による定義)

中国のマーケティングで『富裕層』といった場合に、個人月収 2,000 元から 5,000 元の間で設定することが多い。仮に下限の 2000 元を区切りとした場合、『最高収入』と『高収入』の間になる。つまり、現在のマーケティングでは、最高収入層のみ、あるいは広く見積もっても高収入層の上澄みのあたりを狙っていることになる。

一方、わかりやすく『高収入層』を含めてそれ以下を『非富裕層』と定義すると、『非富裕層』は人数ベースで言えば 90%、絶対的な消費のボリュームでみても 77.2%となり、実は中国市場『非富裕層』市場となっていることがわかる。今までのマーケティング対象は、市場のほぼ全体を無視していたといえる。新たなターゲットとして、『非富裕層』を開拓できれば、今までとは全く違った中国ビジネスとなるはずである。



#### 2.『非富裕層』を狙うには

この『非富裕層』セグメントについては、外資系企業による分析はあまり行われておらず、いまだトライさえされていない。その結果として国内の企業のビジネスが中心となっているのであり、外資系企業が勝負できない市場であることが実例によって証明された訳ではない。

ただし、先進国企業が現在の戦略の延長線上で、『非富裕層』セグメントを対象としてもビジネスとしては成立しないことも事実だろう。現状の製品・サービスでは、価格が高すぎるか、そもそもニーズにあっていないと考えられるため、無理に参入しても中国国内企業のコスト構造に太刀打ちできないか、単にニーズをはずしたものを提供するということになってしまうだろう。やはり、高い品質の製品・サービスを、『非富裕層』が購入できる形で提供する新しい形のビジネスモデルが必要だろう。

それを考えるにあたっては、インド・中南米など他の諸国で勃興しつつある『非富裕層』向け ビジネスの例が参考になると考えている。紙面の関係上詳細を説明することはできないが、要約 すれば<u>『非富裕層』が購入することができる仕組みを作り出し、潜在的にあるニーズを掘り起こ</u> す、という市場創造的なアプローチが必要、ということになるだろうか。

#### 3.可能性のある『非富裕層』ビジネスは?

いまだ、かなり大雑把な仮説に過ぎないが、中国でも成立しうる『非富裕層』向けビジネスをいくつか考えてみたい。

### (1)マイクロファイナンス

ひとつには、ごく小額の貸付を行うマイクロファイナンスである。このビジネスは、回収の仕組みができれば可能性が高いだろう。中国では、農民や、教育の不足から企業に就職できない人々が営む零細の自営業者が数多くおり、彼らの生業に対しては慢性的に事業資金が不足している状態である。たとえば、作物の種子を少し多く買うことができれば、あるいは商品を保管する設備(冷蔵庫など)を買えれば、より多くの収入を期待できるという情況はいくらでもある。しかし、そのような資金は非常に小額で、現在のオフィシャルな金融制度では対応できていない。逆に、グレーな状態で存在する高利貸し(中国では『地下金融』と呼ばれるも。のである)から借りれば、返済は非常に困難である。

そのような小規模の事業資金ニーズに対して、中南米・インドなどではマイクロファイナンスとよばれる小額・小口の融資ビジネスが軌道に乗りつつある。中国でもこのような小額金融の仕組みは、『非富裕層』のニーズを捉えるのではないだろうか。

ただし、当然のことながら回収率を高める仕組みを作るということが前提になる。そのためには、一元集中的な審査制度ではなく、貸し出しを行う地域コミュニティーに根ざした、草の根的な審査体制が必要になるかもしれない。

### (2)ローンによる消費財購入

ローン返済・分割払いを融合させた小売業も可能性があるだろう。中国は現金社会であるというのは一般的に言えばそのとおりであり、かなりの高額商品においても現金あるいはカードでの一括払いという買い方が多い。しかし、家や車などの高額品についてはやはりローンでの支払いのニーズが大きく、必要に応じ支払い方法を変えるという意識があることも事実であり、分割的な支払いに対し完全に拒絶感があるというわけではない。

そうであれば、白物家電や家具など『非富裕層』が多少無理をして買いたいような消費財について、ローンや分割払いの潜在的ニーズがあると想定してよいのではないだろうか。そこで、小売店においてローン・分割払いといったサービスを提供し、需要を喚起することが考えられる。ただし、これには店舗の販売員などが、地元の情況を熟知し、顧客の資金返済能力を十分に見極めたうえで、貸し出しと回収のバランスをとる仕組みを構築することなどが必要となるだろう。

#### (3)ローコストな教育の仕組み

また、インターネットを使った低コストの教育もニーズがあると考える。現在は、アメリカの MBA がネットを通じてインドや中国の受講者を集めているが、逆に中国語によるネット教育は まだまだ未発達である。『非富裕層』の家庭では、入学金や都市部での生活費を拠出できないという理由で、上級の学校に進めない子供・若者が非常に多い。このような層に、低コストで内容の 濃い教育を提供することができれば、非常に多くの顧客を獲得できるだろう。ネットリテラシーについての不安はあろうと思うが、現在のような容易な操作環境であれば、導入の際に適切な指導をすることにより、短時間で使用できるようになるということが海外の例でも見られている。 たとえば、中国より識字率が低いインドにおいて、インターネットを使って一般の農民が市場に参加するという成功例もある。(e-choupal の取り組み)

### (4)『非富裕層』ビジネスの必要条件

これらの例に共通するのは、小額単価・粗利益額のサービスを今まで見捨てられていたターゲットに提供するというロングテール型ビジネスの構造である。上記例にもあるように、体制構築には現地に密着した活動が必要なことも多い。

ただし、このビジネスは仕組み構築の手間はかかるものの、巨大なインフラ投資や特別な技術に守られたものではないため、実は参入のハードルが高くない場合が多い。そのため、仕組みを 先駆けて作るだけではなく、常に改善し追随者との差を維持する必要もあるだろう。

### 4. 最後に

三度の中国投資ブームを経て、中国での日本企業の活動もオペレーションの確立という段階から、次なる飛躍を模索するという段階に入ったのではないだろうか。日本型ビジネスの安直な移植や、欧米企業の引いたレールの上でのシェア争いを行うだけが戦略ではない。自らの高い技術力・サービスレベルを、富裕化の恩恵を十分に受けていない人々に提供するというような高い志や、新しい市場そのものを創出するようなイノベイティブな行動で、マーケットのリーダーとなる企業が出てきてもよいタイミングではないだろうか。

#### <参考文献>

中国統計出版社『中国統計年鑑 2006』

英治出版株式会社『ネクストマーケット』C.K.プラハラード著 スカイライトコンサルティング 訳

ダイヤモンド社『入門 マイクロファイナンス』フェルダー直子著 森友環莉訳 インド政府 Ministry of Rural Development のホームページ

# (執筆者のご連絡とメッセージ)

三菱日聯諮詢(上海)有限公司

所在地: 〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 2301 室

TEL: 86-21-5888-3590 FAX: 86-21-5047-2180



法律:発票と立証責任

リチャード法律事務所 弁護士 陸 形心

取引先から突然電話があり代金をまだ受け取っていないにも関わらず、「すぐに発票を発行してくれ!そうでなければ私は代金を支払わない。」と言われたときに、果たして発票を発行しても何らりスクはないであろうか?

この問題を考えるにあたっては、発票とは何なのか発票の作用というものは一体何なのかをしっかり押さえておく必要がある。

《中華人民共和国発票管理弁法》第三条によると、「発票とは、商品の売買、サービスの提供又は享受及びその他経済活動に従事する過程で発行又は受領する代金の支払又は受領の証憑である。」としている。この定義からすれば、発票には代金の支払又は受領の証憑としての作用を有するということになる。発票を日本語に翻訳するときに、「領収書」と翻訳されることがあるのは、発票にはこのような代金の支払又は受領を証する作用を有するからに他ならない。

そうすると、冒頭の例では、代金を受け取っていないと発票は絶対に相手方に発行してはいけないということになる。しかし、実際の商品の売買では、売主は買主からまだ代金を受領していないにも関わらず、買主からの要求に応じて、売主は買主に対して発票を発行し、発票を請求書代わりに使っている例が多い。習慣的に行ってきたこのような発票の発行は大丈夫なのだろうか?

これまで、発票の訴訟における代金支払の証拠力については、あまりにも実務的な問題であり、訴訟と税務とも関連するので、会計士や弁護士が整理した論文というのもがなかった。

そこで、今回は、これを整理し、発票の訴訟における代金支払の証拠力について考えてみることに したい。

発票について、筆者のこれまでの訴訟経験及び法律の関連規定、商取引の現実を考えた結果、発票は、あるときには代金の支払の証拠力を有し、あるときは、代金の支払の証拠力が極めて低いということが分かった。証拠力の高低は、以下の三つの要素によって異なってくる。

- 1) 法律による規定
- 2) 取引の性質、商習慣
- 3) 書面による約定の有無

以下では、これら三つの要素に留意して、発票の証拠力について考えてみることにする。

#### 1) 法律の規定がある場合

中国では、増値税専用発票の発行時期について明確な規定を置いており、《増値専用発票使用 規定》第6条によると、

- )代金前払方式の場合、商品が出荷された当日に増値税専用発票を発行しなければならない )代金支払と引き換えに商品の引渡しを受ける場合、代金受領の当日に増値税専用発票を発 行しなければならない。
- したがって、取引双方が、 )の代金の前払、又は )の代金支払と引き換えに商品の引渡しをするという決済条件の何れかを約定した場合、売主は買主が代金を支払った後又は代金支払いと同時に増値税専用発票を発行しなければならないことになる。したがって、このような決済条件の約定があり、当該約定があったことを書面等で立証できる場合には、発票はこれ自体をもっ

て、代金支払の証拠力を有するということになる。逆に言えば、売主が買主から代金を受領していないのに買主に対して増値税専用発票を発行した場合、買主が当該決済条件についての約定の存在を証する証拠と当該発票を裁判所に提出した場合は、売主は買主が代金を支払っていないことを立証しなければならないことになり、これが立証できなければ、売主は代金を回収できないというリスクにさらされる。したがって、このような約定がある場合には、売主としては買主から代金を受領していないうちは、絶対に増値税専用発票を発行してはならない。

## 2) 取引の性質又は商習慣から確定できる場合

タクシーに乗ったり、遊園地で遊んだり、レストランで食事をしたり、又は個人(場合によっては会社)がデパートやスーパーで買物をする場合、その取引の性質又は商習慣からして、まず代金を支払った(デビットカードでの支払い、クレジットカードでの支払いを含む)又は代金と引き換えでなければ発票が発行されることはほとんどない。

このように一般取引の常識又は性質或いは取引双方の長年の慣習からして、代金を支払った後 又は支払いと同時に発票が発行されるのが一般的であるといえる場合、発票は代金支払いの証拠 力を有しており、発票を裁判所に提出すれば、相手にこれを覆す証拠がない限り、代金支払いの 事実を立証することができる。

したがって、このような取引類型に該当する場合、いわゆる、「ツケ」で商品を販売又はサービスを提供して発票を発行するのは危険である。

#### 3) 書面による約定がある場合

増値税専用発票については、その発行時期については、決済条件ごとに明確な規定が置かれているが、他の発票についてはその発行時期について明確な規定が置かれていない。この場合、契約書等の書面で、発票の発行時期を当事者双方で約定することができる。

もし、契約書等の書面において、「甲は代金受領後、3日以内に乙に対し発票を発行しなければならない」という定めがあった場合、甲が乙に対して発票を発行すれば、当該発票は代金支払の証拠力を有することになる。

しかし、当該定めがあるにも関わらず、相手方から発票を発行しないと代金を支払わない又は 支払えないという主張に負けて発票を発行している人が少なくない。訴訟になっていないうちは いいかもしれないが、訴訟になった場合、このような発票の発行は、代金が回収できなくなる恐 れがあるということをしっかり認識しておかなければならない。

以上の三つの何れかのパターンに該当する場合、発票は訴訟において代金支払いの証拠力を有すると言えるが、法律の規定、取引の性質又は商習慣、書面による約定からは、代金の支払い後又は代金の支払いと引き換えに発票を発行すると言えない場合、発票は訴訟において代金支払いの証拠力を有しないといえる。

代表的な例である、《増値税専用発票使用規定》第6条によると、

取引の双方が、銀行に対して代金の受領を委託する等の決済方式を約定した場合、商品の出荷当日に発票を発行しなければならない。

掛売り、分割払いの決済方式の場合、契約で定めた支払期日に発票を発行しなければならない。

代理販売の場合、代理人から代理販売の明細を受領したときに発票を発行しなければならない。

以上の三つの何れのケースも同規定が増値税専用発票の発行時期を明確に定め、当該発行時期に発 票の発行を強制しているケースであり、代金の支払いを受けていなくても発票を発行しなければなら ない場合が出てくる。 これらのケースの場合は、代金支払いと発票の関連性が極めて薄くなり、発票は徴税計算のための 作用を有するに過ぎなくなるので、 から の決済方式又は販売方式がとられた場合、発票だけでは 代金支払いの証拠力を有しないことになる。

この場合、代金の支払いを立証するためには、銀行決済(送金又は手形、小切手による)にして、送金書類、手形、小切手の控えを確保しておくか、現金決済した場合には、発票の他に、収拠を別途とっておかなくてはならない。特に、《中華人民共和国現金管理暫行規定》第3条によると、企業間取引で、1000元を超える場合、銀行送金により決済しなければならないとしており、1000元を超える場合は、現金による取引ではなく、銀行を通した決済をするようにしなければならない。万が一現金になる場合には、代金を支払う方は発票だけではなく、収拠もしっかり貰っておくことである。発票は、ときは、代金支払いの証拠力があるので、更に収拠をもらっておくことは違和感を感じるかもしれないが、この場合、発票には代金支払いの証拠力がないので、収拠をしっかりもらっておいた方がよい。

以上述べてきたことから分かるように、発票に代金支払いの証拠力を有するかどうかは、1)法律の規定、2)取引の性質又は商習慣、3)書面等の約定という三つの要素を加味して考えなくてはならず、一概に、発票 = 領収書とはいえないのである。

ただ、反対に一律に発票 = 請求書と考えるのも誤りである。多くの企業間における商品売買はこのの掛売り又は分割払い方式のタイプが多く、同規定が、「支払期日」に発票を発行しなければならないと定めていることもあり、発票が、多くの人によって、請求書と認識されているのである。確かに、掛売り又は分割払いの場合には、発票を請求書と認識しても間違いではないが、上述の通り、発票は、上述1)、2)、3)の条件の何れかを満たすと、代金支払いの証拠力を有することになるので、一律に発票 = 請求書とはいえないのである。仮に、1)、2)、3)の何れかの条件を満たす場合に、請求書と思って発票を発行してしまうと、いわゆる領収書を発行したことになるので、訴訟になった場合、相手方の代金未払いを立証するのが著しく困難となってしまう。

したがって、発票が代金支払の証拠力を有するかどうかは、ケースバイケースで考えなくてはならず、代金を支払う方も受領する方も上述のそれぞれのケースに合わせて、発票が代金支払いの証拠力を有するかどうかを判断しなければならず、もし、証拠力を有しないと判断した場合には、銀行の送金書類又は収拠等を確保しておかなければならない。

訴訟になったときに、発票を発行したかどうかで、自分の知らぬところで、不利になったりしないよう、今回のレポートの内容を理解し、実務に活用して頂ければ幸いである。

### (執筆者のご連絡先とメッセージ)

リチャード法律事務所(上海市小耘律師事務所) 上海本部

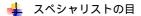
(連絡先)住所:上海市延安東路 100 号聯誼大厦 1 8 楼

TEL: 86-21-6323-6200 FAX: 86-21-6321-8890

E-mail: takai@rwlawyers.com ホームページ: http://www.rwlawyers.com

拠点:上海、北京、天津、ニューヨーク

毎週月曜日に弊所では法務エッセイを無料で配信しております。御興味のある方は、以下のアドレスまでに会社名、氏名、電話番号、メールアドレスをご連絡の上、以下のアドレスまでに御申込頂きます様お願い致します。saika@rwlawyers.com



# 税務会計:中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

会計、税務、経営管理、について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

# 会計 (担当:斉藤勝彦)

#### Question

中国人民元以外の通貨による取引を行った場合、中国の会計制度上はどのように外貨換算するのでしょうか?

#### Answer:

中国の会計制度上、会計帳簿への記帳は原則として中国人民元を使用することとされています。 なお、企業の業務収入が主として外貨である場合には特定の外貨を使用することも認められていますが、いずれにせよ、最終的な財務諸表においては中国人民元で表示する必要があります。 そのため、中国人民元以外の通貨による取引を行った場合、いわゆる外貨換算が必要となります。 ポイントは次の通りです。

### 外貨建取引高及び債権債務の換算

外貨建取引高(外貨仕入、外貨売上等)は、原則として取引日の為替レートで人民元に換算します。この際に、例外として、取引発生当月1日の為替レートの適用が改められております。また、外貨取引の結果生じる外貨建債権債務は、毎月の決算において、月末時点での為替レートによる換算替え要求されています。なお、換算替えの結果として生じる為替差損益は、「財務費用」として月次損益計算書に計上されます。

#### 資本金の換算

外資企業において、外貨送金による資本金の払込が行われた場合、原則として払込日の為替 レートで人民元に換算します。なお、合弁の外資企業において、合弁契約書等で契約レート が予め決定されている場合は、当該レートによる換算も認められます。

### 為替レート

中国人民銀行が公表する為替レートを使用することとされています。他の銀行が公表する参 考為替レートを使用されているケースも散見されますので、今一度ご留意ください。

なお、企業がいわゆる開業準備期間中である場合、外貨換算により生じた為替差損益は、開業準備費として「長期前払費用」に含めて処理する点は、中国特有の処理として注意が必要です。

### 税務 (担当:堀越大三郎)

#### Question

中国で公表された、外国投資者によるM&Aに関する新規定の内容について教えてください。

### Answer:

2006年8月に、関連する6つの当局が合同して「外国投資者による中国国内企業の買収合併について」(「10号令」)という新通達を公表しました。この通達では2003年に出された暫定的なルールの明確化が図られ、外国投資者が中国国内企業を合併・買収する際の要件と手順がより詳細に規定されました。

またこの新通達は、海外の特定目的会社(SPC)による資金供給及び投資回収に関する外 貨管理について規定する国家外貨管理局により昨年公表された通達、匯発[2005]75号の内容 を再度強調しています。

10号令は2006年9月8日から施行され、その目的は、中国におけるM&A環境の改善、外国からの投資及び中国国内企業の外国への投資の促進、中国国内産業の発展の保護、国有および私有企業が保有する戦略的に重要な有形・無形資産の国外流失の防止にあります。主要な変更点は、下記の通りです。

### I. 中国国内資産の国外流失防止

- 外国投資家が国内企業の株式を取得する際の支払方法として、国境を越えた株式交換 取引の枠組みを規定
- 株式交換による国内企業の買収を行う場合の、中国で登録された信頼できるM & A アドバイザーによる外国投資者に対するデューデリジェンスレビューの要求
- SPCを用いて株式交換により国内企業を買収する場合の、SPCに対する規制とSPCの役割の規定

# Ⅲ. 独占的取引に対するより厳しい規制

- III. 準外商投資企業(中国国内企業が海外にSPCを設立して国内企業の株式を保有させるような場合)について の規定
  - 外商投資企業としての規定を適用されるようになるための明確な基準
  - 準外商投資企業の場合の当局への情報提供義務の規定

# 経営管理 (担当:須原誠)

### Question

JSOX 対応準備の為、今年度中に中国にある子会社の統制活動状況を視察に行く予定です。中国 現地会社における統制活動状況が未整備であることは行く前から予想しています。在中国日系企 業における一般的な内部統制活動の問題点とはどのようなものでしょうか?また、今の時期から どのような準備を始めるべきでしょうか?

#### **Answer**

プライスウォーターハウスクーパース上海事務所で2006年3月に上海周辺の日系企業対称に開いたセミナーにおいて「貴社の内部統制活動に関して不安を感じている分野は?」というアンケートを実施しました。複数回答を47社より回収した結果、不安を感じる統制活動分野のトップ5は、人事労務管理、情報管理、債権管理、費用管理、在庫管理でした。回答頂いた会社の担当の方々にヒヤリングした結果、不安を感じる理由には以下の3つの傾向が見られました。

# 明確な職務の分掌、相互牽制機能の整備が不完全

標準業務手続書(SOP: Standard Operating Procedures)や職務記述書(Job Descriptions)が未整備である為、重要業務プロセス内の内部統制(相互牽制)が現場レベルで確実に機能しているという実感が持てない。

### 継続記録の維持が不完全

統制活動結果の維持・保管情況が不完全であるため、現場で実際に統制活動が実施されているかどうかを日本人経営陣が第三者的に確認することが難しい。

# <u>資産管理活動が不完全</u>

所有資産を把握して、数量や状態を適時現物確認しなければいけないと頭では理解しているが、 対応できる人員が数的、質的に不足している為に資産管理活動を完全に実施し切れていない。

内部統制活動は、二つに大別できます。一つは全社的な内部統制(企業文化、組織構造、コーポレートガバナンス、リスクマネジメント、人的資源、内部監査、情報システム等)、そしてもう一つは業務プロセス(財務管理、購買管理、販売管理、在庫管理、固定資産、決算手続、予算管理、人事労務管理、情報管理、等)に係る内部統制です。内部統制活動はこの二つが有機的に機能することで始めて効果を発揮します。ご存知の通り、基盤となる全社的な内部統制が不備な状態で個々の業務プロセスの内部統制の仕組みを整備したとしても、統制活動が有効に機能しません。ところが、在中国日系企業では、不備が明らかに目立つ業務プロセスに係る内部統制の個別整備状況にばかりにどうしても注意を向けがちになり、それぞれの個別業務の内部統制を後追い的に部分修正していく傾向があります。そして、業務プロセスに係る内部統制不備の根本原因が、全社的な内部統制の不備に起因していることに気づかれていない場合が多く見受けられます。

中国人が馴染んでいる企業文化は、規則や手続を明確に規定する組織中心縦割業務遂行型です。 そのような社会に於いて「あうんの呼吸」を組織運営の中心に置く日本の属人的業務遂行型を前提条件とした組織体制、報告・連絡・相談経路、労務管理手法を基軸にした全社的な内部統制を構築した場合、個々の業務プロセスの内部統制の仕組みをどんなに整備しても有効に機能しません。例えば、不安の原因 への対策、整備すべき統制活動(PDCA サイクル)は以下の通りです。

- PLAN:管理担当者が重要業務プロセス毎に標準業務手続書(SOP)を作成し、現場に対してやるべき手続を明確に規定する。
- DO:現場担当者がSOPに定められた手続を正しく実施する。
- CHECK:管理担当者がSOPが正しく実施されているかを管理・監督する。
- ACTION:管理担当者が現場でSOPが正しく実施されていない原因を解明し、SOPの内容を見直し、統制活動を改善する。

🗼 スペシャリストの目

当たり前すぎる対策なのですが、在中国日系企業で上記の対策が実施されていない理由は以下の3つの「ない」に集約できます。

本社にSOPのようなものがない。(だから中国でも必要だとは思わない。)

日々の業務に追われて SOP を準備する時間や人材がない。

SOP 等を作成するような予算は計上されていない(日本本社から予算が認められていない)。 やるべき対策は分かっているが、それを実行に移せない企業文化そのもの(全社的な内部統制の 不備)が、在中国日系企業の業務プロセスに係る内部統制活動の阻害原因になっているわけです。

JSOX の指針である「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案(平成 1 7 年 1 2 月 8 日企業会計審議会・内部統制部会)」は、「統制活動とは経営者の命令及び支持が適切に実行されていることを確保する為に定める方針及び手続をいう。統制活動には、権限及び職責の付与、職務の分掌等の広範囲な方針及び手続が含まれる。このような方針及び手続は、業務プロセスに組み込まれるべきものであり、組織内の全ての者において遂行されることにより機能するもの」と定義づけています。JSOX 対応準備として、中国ビジネス文化に合った形で、方針及び手続の明確化、それらの業務プロセスへの組み込み及び文書化を、今の時期から本社から貴社の在中国子会社に対し指示・支援していくことが必要です。

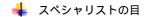
(執筆者のご連絡先とメッセージ) プライスウォーターハウスクーパース中国 中国日系業務担当パートナー 齊藤剛 中国上海市湖浜路 202 号普華永道中心 11 楼

Tel: 86 + 21 - 61238888 Fax: 86 + 21 - 61238800 みすず監査法人

国際本部中国ビジネスグループ統括リーダー 担当パートナー 高月重廣 日本東京都千代田区霞が関 3-2-5

霞が関ビル 32 階

Tel: 81+3-55322503 Fax: 81+3-55322504



人事: 成功する人材採用とは?

パソナアジアグループ・パソナヒューマンリソース上海 シニアマネージャー 松村 扶美

企業にとって必要なコア人材を採用の段階でどのようにして見極め、育成し、活用していけばよいのか。

変化の激しい中国の人材市場での「成功する人材採用」について、前回は、募集開始から面接にいたるまでの「具体的な採用手順とテクニック」についてご紹介しました。今回は求人条件にある程度合致した人材を履歴書上で選抜をした後、適材をいかに面接で判断していくのか、中国における面接のポイントについて考察して参ります。

# 1.事前準備

採用の山場とも言える面接ですが、限られた時間内に必要な情報を的確に入手し、判断することは大変な作業です。履歴書などの、これまでに入手した情報から確認事項を洗い出すことが必要です。

# 1)採用ポストの職務内容と求人条件の確認

面接官は、採用条件を設定した際に検討した採用ポジションの職務内容と求人条件を、面接前に確認しておくことが必要です。

# 2) チェックシートの作成

次に、面談時で必ず把握していかなければならない必要確認事項について、予めチェックシートを準備し、質問に漏れがないようにします。下記がチェックシートの内容となる項目です。5段階評価をつけて、数値化することをお勧めします。

業務に必要な専門スキル 業務に必要な経験、実績 業務に必要な資格 性格 上司、同僚、社風とのバランス 本人の希望給与、職種

### 3)能力試験、適性試験の実施

新卒の採用や大量採用をする場合には、まず能力試験を実施し、不適当な応募者をふるい落とし、 通過者のみを面接をすることで採用効率のアップが期待できます。また、最近では市販の適性試験を実施している会社も増加していますが、これは採用の段階で多角的に求職者の適性を測り、 ミスマッチを防ぐ目的があります。尚、上級職の募集の場合は、能力試験の受験を強要すること は適しません。上級職応募者は豊富な経験を持つプロフェッショナルで、過去の経験を頼りに応募者の業務遂行能力を判断することをお勧めします。

# 2.面接

面接の目的は求職者の本当の姿を把握することです。そのため質問内容や質問形式、コミュニケーション手段については工夫を要します。

# 1)全体の流れ

面接の流れとしては、導入部分で、まず面接官より簡単に会社概要を紹介します。その後、面接を開始し、担当官が面接を通じて求職者に対する感触をつかみ、有望と判断すれば、今回募集する具体的な職務内容について紹介します。これは、全く見込みがない求職者に対して会社の詳細情報が漏れることを防ぎ、かつ、面接を効率よく進めるために必要です。最後に面接スケジュールと面接後の回答期限について求職者に説明し、求職者からの質問を受け付けて終わるようにします。

第1次面接は人事担当者が参加し、応募者の外見、コミュニケーション能力、人格等を大まかにつかみます。また履歴書に記載されていない事項を質問し、確認していきます。

第 1 面接の次のステップは、求職者が採用後、働くことになる部門の責任者との面接となります。 この段階では専門的能力と勤務態度の評価が重要となります。

日程的に可能であれば、人事担当者と募集職種が所属する部門の責任者が同時に面接するのが望ましいといえます。応募者が何度も会社に出向く手間が無くなり、面接の効率が上がるばかりでなく、多角的に応募者の評価をすることが出来ます。これは、専門人材や有能な人材は引く手あまたであり、面接選考期間をいたずらに引き延ばした結果、他社に取られてしまうといった事態を避けるためです。

#### 2)質問内容

履歴書に記載されている学歴、取得資格、海外経験を確認します。次にこれまでの職務内容について、具体的に確認し、業務で達成出来た具体的な数値や所属部の規模、上司、部下の人数、及び離職理由を確認します。その職務を通じて得たこと、海外経験を通じて得たことを確認します。これは経験業務が、募集要件の経験と関連できるのか、現在募集している職種に適性があるかどうかを見極めていくために必要になります。

転職経験者の履歴書は、「転職ごとに企業規模、ポジションを考慮した上で職責が重くなっているか」「職務内容に一貫性はあるのかどうか」が重要なチェックポイントです。

職歴を判断する際に、在職期間に空白がある場合や、時系列に並べた場合、ブランクがないかど うかを詳細にチェックする必要があります。ブランクがあった場合や職務経歴が不明の場合には、 必ず面談で本人に確認します。

今後、本人が希望する仕事内容や希望勤務地、希望給与について確認します。 採用の際に、ミスマッチがないように本人の希望と現在のポジションの提示条件が大きくかけ離れていないかを確認し、本人の希望を聞き出すことがポイントになります。

他には、求職者全員に同じ質問をなげかけて求職者の対応、反応を見ます。他には居住地、家庭環境や将来の生活設計を確認します。これは腰を落ち着けて中長期的に仕事を継続できるかどうかを見極める際の判断材料とします。

# 3)質問設定の留意点

# 業務内容と無関係な質問は少な目に

範囲の非常に広い質問に対する回答では、客観的な評価を下すことは難しくなります。「もしも...」という仮定では、創造性豊かな現実性の乏しい回答しか得られず、その人物が適しているかどうか判断できません。

#### よくある質問をしない

転職慣れした人材は面接慣れしています。応募者が予め想定できるような質問は模範回答が用意されていることが多々あり、応募者の優劣を見極められません。面接慣れした人材を優れた人材と錯 覚する恐れがあります。

Open-ended question を多くし、Close-ended question を避ける

「はい」「いいえ」以外の返事ができない質問は避け、できるだけ応募者に"話"をさせる質問をします。「…について過去の経験を話して下さい」というスタイルであれば、必然的に"話"が多くなり、表現能力が観察できます。

# 4)質問形式について

面接官が、主導権を取られない為に質問の形式、面接の進め方を予め考えておくことも有効です。

#### 質問形式

#### Structured Interview

仕事の内容に絞って質問の内容を考えるというものです。必ず全員に同じ質問を行ないます。応募者によって簡単な回答しか得られない場合がありますが、評価できない程度の回答しか得られない 場合はより細かく質問をしなければなりません。

#### Situational Interview

実際業務についた後おこるであろう状況を想定し、応募者の反応をみるものです。いくつかの実地テストを実施することもあります。その場で企画書や投資報告書を作成させたり、10分間英語でプレゼンテーションを行なわせたりということです。或いは、業務上おこるであろう問題を仮定し質問を行なうこともあります。

#### Behavior Interview

応募者の過去の経歴から起りうる事を予測するというものです。従って、全ての質問に対し、応募者は 過去の実体験を例にとって説明を行なう為、面接官は根拠のある評価を下すことが可能です。

- Traditional Interview or Informational Interview
- 一般的な質問で「自分の長所はなんですか」「仕事の合間にどんな本を読みますか」といった、業務と 関連のない質問も交えます。応募者のいろいろな面を理解する為にある程度は必要です。

# <u>5)面接時のコミュニケーション手段</u>

中国人社員の面接では、まず、どの言葉を使って面接を実施するかという問題があります。面接は会話力チェックではなく、求職者の本当の姿を把握することが目的です。その意味から、面接担当者と求職者が最もコミュニケーションが取り易い言語を選ぶ、または面接官の一人として十分信頼のおける関係者を通訳とすることが必要です。面接が外国語会話力チェックにすりかわらないよう注意が必要です。

# 面接官がかなりの中国語を話せる場合

日本人面接官の場合、かなり中国語が話せたとしても、やはり信頼できる中国人を立ち会わせる方が良いと思われます。言葉を理解できても、その裏の意味、本当のニュアンスまでは必ずしも理解できない場合が多くあります。

### 求職者の日本語能力が高い場合

業務上でも日本語が必要なポジションの場合、日本語で実施するほうがよいでしょう。しかし、こ



🗼 スペシャリストの目

の場合も面接官に中国人を交え、必ず中国語による面接も加えるべきです。如何に流暢であっても、 外国語を話す時に必ずしも本来の姿が現れるとは限りません。母国語を通して現れる本来の人物像 と、外国語を通して現れるイメージに大きな開きがあることは珍しくありません。

### お互いに外国語しか共通言語がない場合

面接官、応募者ともにかなり流暢な外国語レベルであっても、短時間の面接で本来の姿を把握することは、かなり難しい状況といえます。採用サイドの中国人、または信頼できる関係者を交えるべきです。

# 6)面接を効率良く進める為の原則

### 80/20の原則

面接は応募者を観察し理解する為のものですから、面接官自身の発言は質問とその他の話を合わせて も面接時間全体の20%話をすれば十分といえるでしょう。

# 応募者の話を引継いだり、まとめたりしない

面接官が誘導してしまうこととなり、面接官の価値観に似た回答しか得られなくなります。応募者が 外国語、面接官が母国語の場合など要注意です。

#### 先入観で判断しない

第一印象とか直感は大切ではありますが、非常に主観的なものです。面接官は自分の聞きたい部分だけを聞き取って、その個所だけを記憶に残してしまい、イメージに合わない部分を切り取ってしまう恐れがあります。

### 面接結果が良い人物ほど慎重に根拠付けを行なう

採用したいのは、会社に貢献する人物であり、求職のテクニシャンではありません。

# 面接の主導権は常に面接官が握っていることを忘れない

海外では、面接担当官の方が応募者より、その市場や職について知識が少ないことも珍しくなく、主導権を握られてしまうことがあります。応募者の話が長すぎると感じる時には「次の質問に移らせていただきます」と話しを中断する必要もあります。

# 7)中国での面接時のタブー

下記は中国での面接時で注意する事柄です。

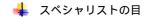
#### 政治

政治に関しての質問も、タブーではありませんが、模範解答しか出てきません。

### セクハラ

セクハラは最近、中国でも問題になり始めており、退職理由に挙げられることもあります。セクハラと取られかねない個人的な質問は避けるべきです。結婚の予定や出産予定に関しては採用上重要なことで、質問しても問題とはなりませんが、概ね模範解答が用意されています。常識で判断するしかないでしょう。





### 中国人に対して否定的な観念

中国での経験が長い日本人管理者ほど、中国人に対して否定的な観念を抱いている例も少なくはありませんが、面接であることを重々自覚して、批判的、否定的意見を直接に述べない注意は必要です。

# 3.面接後のフォローアップ

合格者へは、以上の段階を経た上で、企業は採用通知を発行する段階に入ります。採用条件を決定した場合は、必ず、双方で書面にて詳細条件を確認することが必要です。採用通知に双方の署名が望ましいでしょう。また非合格者への通知も、たとえ採用されなくても企業の信用度合い、イメージから鑑みて誠実に対応すべきでしょう。また採用通知を確認後、勤務開始までの期間が長い場合は、入社前の集合研修や、定期的なフォローを継続して、内定の辞退を防ぎ、適性を見極めていくことが必要です。

また、内定前の人材に対し、経歴やパフォーマンスについて以前の職場へ確認するリファレンスチェックという手法がありますが、最近は、特に上位職位採用時に実施する企業が増加しています。通常、本人承諾を得た後、前職の関係者へ問い合わせを行います。但し、プライバシーに触れる可能性もあり、企業側がリファレンスチェックに慣れていない場合は、紹介会社を利用するなど細心の注意が必要です。また上位管理職の採用にあたっては、有料の調査会社を介し、より詳細な身元調査を実施する場合もあります。身元調査の他には、前職の雇用者からの推薦状も参考に値します。他には身体検査を実施し職務に耐えられるかどうかを確認する企業も増加しています。この場合、所要費用は企業側が負担します。

# 最後に

これまで中国の人材市場での「成功する人材採用」について3回シリーズで考察して参りました。変化の激しい中国の人材市場では、適材を採用の段階で見極めるためには、まず<u>募集前</u>に、採用方針の明確化と職務内容の明確化を行うことが大切です。そして、<u>採用活動のプロセス</u>では、中国独自の採用手段や効果的な募集タイミングを理解し、中国独自の教育、社会環境を踏まえた上での履歴書での選別を実施していくことがポイントになります。

さらに<u>面接</u>では、ミスマッチを防ぐために、外部の適性診断テストの実施や人材紹介会社等の活用を 図りながら、求職者の本当の姿を把握していくことが重要です。

# (執筆者のご連絡先とメッセージ)

中国:パソナ上海

上海市淮海中路 222 号力宝広場 910 室 〒200021 TEL: 86-21-5382-8210 FAX: 86-21-5382-8219

E-mail: pasona@pasona.com.cn

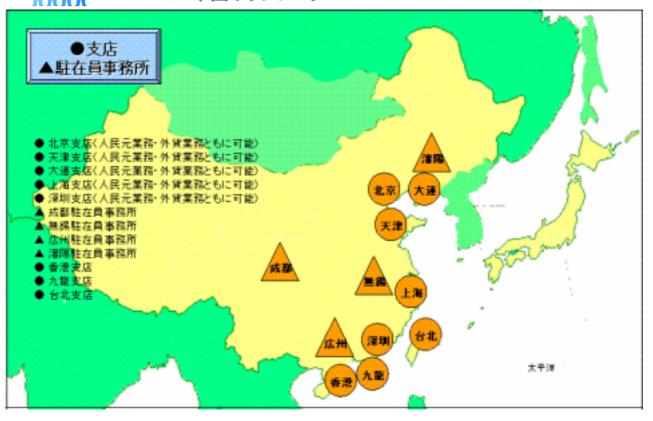
日本:パソナグローバル

東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル 5F TEL: 03-6214-1571 FAX: 03-5200-3077

E-mail: job@pasona-global.com ホームページ: www.pasona-global.com



# BTMU中国ネットワーク



				住 所	電 話
北	京	支	店	北京市朝陽区東三環北路 5 号 北京発展大厦 2 楼	86-10-6590-8888
天	津	支	店	天津市南京路 75 号 天津国際大厦 21 楼	86-22-2311-0088
大	連	支	店	大連市西崗区中山路 147 号 森茂大厦 11 楼	86-411-8360-6000
上	海	支	店	上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号 AZIA 中心 20 階	86-21-6888-1666
深	圳	支	店	深圳市羅湖区建設路 2022 号 深圳国際金融大厦 16 楼	86-755-8222-3060
成者	駐在	員事和	务所	四川省成都市総府街 31 号 成都総府皇冠假日酒店 (ホリデイインクラウンプラザ)2617 号室	86-28-8674-5575
無錫	駐在	員事和	务所	江蘇省無錫市五愛路 33 号 中国人民銀行大楼 1903 室	86-510-8275-2005
広州	駐在	員事和	务所	広東省広州市天河北路 233 号 中信広場 28-02 室	86-20-3877-0268
瀋陽	駐在	員事務	务所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街 1 号 方圓大厦 7 階 705 号	86-24-2250-5599
香	港	支	店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九	龍	支	店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台	北	支	店	台湾台北市民生東路 3 段 109 号聯邦企業大樓 9 階	886-2-2514-0598

# 【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京:03-5252-1648(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0944(代表)

# 「BTMU中国月報」編集責任:三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。